

**人工知能関連技術の研究開発及び
活用の推進に関する法律案（仮称）
内閣法制局御説明資料**

令和7年1月

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

I 総論	2
1. 人工知能関連技術の特性	2
2. 人工知能関連技術に特化した新法の必要性	4
II 各論	6
【第1章 総則】	6
1. 目的及び法律案の名称について（第1条関係）	6
2. 定義について（第2条関係）	7
3. 基本理念について（第3条関係）	9
4. 国の責務について（第4条関係）	12
5. 地方公共団体の責務について（第5条関係）	13
6. 研究開発機関の責務等について（第6条関係）	14
7. 活用事業者の責務について（第7条関係）	16
8. 国民の責務について（第8条関係）	17
9. 連携の強化について（第9条関係）	18
10. 法制上の措置等について（第10条関係）	19
【第2章 基本的施策】	20
11. 研究開発の推進等について（第11条関係）	20
12. 施設及び設備等の整備及び共用の促進について（第12条関係）	21
13. 適正性の確保について（第13条関係）	23
14. 人材の確保等について（第14条関係）	24
15. 教育の振興等について（第15条関係）	25
16. 調査研究等について（第16条関係）	26
17. 国際協力について（第17条関係）	27
【第3章 人工知能基本計画】	28

18. 人工知能基本計画について（第18条関係）	28
【第4章 人工知能戦略本部】	29
19. 人工知能戦略本部について（第19～28条関係）	29
【附則】	32
20. 施行期日について（附則第1条関係）	32
21. 検討規定について（附則第2条関係）	33
22. 内閣府設置法の一部改正について（附則第3条関係（内閣府設置法第4条第1項、第3項、第9条の2、第16条の2第2項※、第40条の4第1項、附則第2条の2第1項、同条第3項の改正））	34
23. 調整規定について（附則第4条関係）	38

I 総論

- 本法律案は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に特化した基本理念並びに施策を規定するとともに、これらを具体化するために人工知能基本計画の策定及び人工知能戦略本部の設置について定めるものである。これは、人工知能関連技術の持つ以下のような特性とそれに基づく社会経済的な背景を踏まえたものである。

1. 人工知能関連技術の特性

- ① 既存の情報の効果的な活用のみならず、人工知能関連技術を活用して創造的なアウトプットが生み出されること

人工知能関連技術は、人の認知、推論及び判断に係る一連の能力を代替する機能を有しており、これによって創造的なアウトプットを自律的に生み出すことができる（創造性、自律性）。

このような創造的・自律的な能力があるために、人工知能関連技術は、これまで人が行っていた作業を代替し、又は人が行っていた以上の成果を創出することが可能であり、人間が携わるあらゆる分野における活用が想定される。このような能力を生かして、産業や国民生活の様々な分野において効率性や利便性を飛躍的に向上させ、経済社会の発展の基盤的な技術となる可能性がある（汎用的、基盤的な技術）。

その一方で、不適切な方法による活用がされた場合にはフェイク画像の作成が可能になるなど、人工知能関連技術は情報を創出するという能力があるがゆえに、従来の情報通信技術にはない固有のリスクも抱えている。また、不適正なデータや偏ったデータを開発における学習に利用することで、バイアスや誤差が増加し、信頼性が低下するため、データの学習過程の透明性を確保するなどの対応が必要になる。

- ② 国家安全保障上重要な技術であること

人工知能関連技術は、民生目的のほか国防目的にも転用可能なものであり（デュアルユース（DU）技術）、諸外国が競ってその開発等に取り組む中で、我が国の国家安全保障の観点からも、当該技術に係る自国の開発力を保持していく必要がある（他の DU 技術の例として、ロケット技術や GPS（全地球測位システム）技術等があるが、人工知能関連技術はその高い汎用性から非常に広範な用途に応用される可能性を有している。）。

- ③ 技術の発達と活用の拡大が極めて急速であること

人工知能関連技術は、一般的な技術と比較して、基礎研究、応用・実用研究、モデル開発、システム開発、社会実装それぞれの期間が短いことに加え、各プロセスが相互に関連して同時並行的に進んでいくという特徴がある。これに加えて、各国の研究開発及び活用の競争が加速していることから、短期間で急激に技術の発達と活用の拡大が進んでいる。このため、基礎研究から社会実装までのプロセス全体を見通して施策を立案し、実施する必要がある。

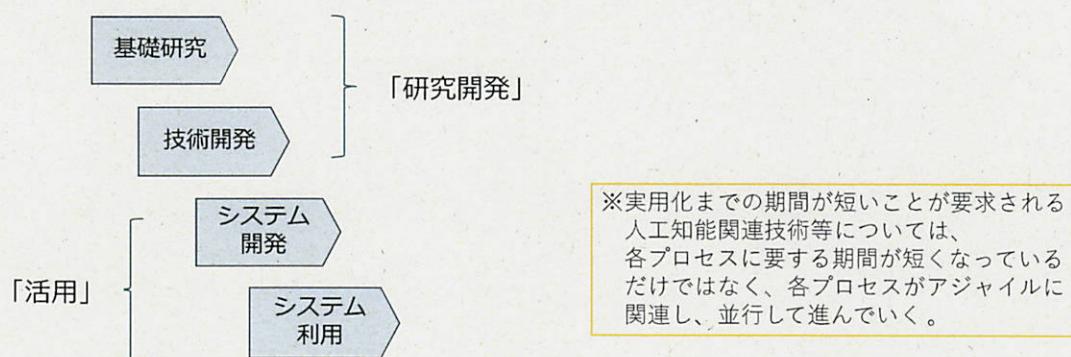
その一方で、急速な技術の発達により不確実性が高いにもかかわらずすぐに実用化され

るため、予期しないリスクをもたらす可能性があることや国際的な規範や規格の形成も追い付いていないことといった面もある。

シーケンスエンジニアリング（プロセスが段階的に進行）



コンカレントエンジニアリング（プロセスが並行して進行）



- ④ 研究開発及び活用に大規模な研究開発リソースと多様な分野の知見を要すること
- ①のような汎用的な用途に活用できる人工知能関連技術の研究開発には、大量の学習データ並びにこれを取り扱うことのできる大規模な情報処理、情報通信、データ保管等の施設及び設備が必要になる。このため、複数の事業者が個別にこれらを整備するよりも、国が横断的な整備を行って、多様な主体に共用できるようにすることが適当であり、国を挙げた対応が必要となる。
- また、人工知能関連技術は、情報工学や機械工学といった自然科学的なアプローチをとる分野から言語学や文化学といった人文科学的なアプローチをとる分野まで幅広い研究分野が関わる必要があり、分野別の研究振興ではなく、総合的な研究振興が必要となる。
- 人工知能関連技術の持つ①②の特性に着目し、米国その他の諸外国における人工知能関連技術の研究開発及び活用に向けた取組が加速している。これに対し、我が国においては、研究開発の面で、企業に対する資金調達件数、モデルの開発数、民間投資額、特許出願数等において他国から大きく劣後していると同時に、活用の面でも、著作権侵害等のリスク等への懸念や、その活用方法や有用性に関する理解不足などが主な阻害要因となって、他の先進国に比べて国民（法人・個人）による人工知能関連技術を活用したサービスの利用率が著しく低迷している状況にあり（以上、総務省「令和6年版情報通信白書」等）、このような状況を放置すれば、我が国の国際競争力を失うおそれがある。

- 今後も我が国の国際競争力を維持・向上させていくためには、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要がある。

※ 「統合イノベーション戦略 2024」（令和6年6月4日閣議決定）

「3つの強化方策」の1つとして、「AI 分野の競争力強化と安全・安心の確保」を掲げた上で、『AI はあらゆる分野で利用され、AI の開発や利活用等のイノベーションが社会課題の解決や我が国の競争力に直結する可能性がある。我が国においては、生成 AI を含む AI の様々なリスクを抑え、安全・安心な環境を確保しつつ、イノベーションを加速する好循環の形成を図っていく。加えて、我が国が主導する広島 AI プロセス等を通じて、今後も国際的にリーダーシップを發揮していく。』等とされている。

2. 人工知能関連技術に特化した新法の必要性

- 人工知能関連技術も含めた情報通信技術の活用についてはデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）が、情報通信技術も含めた新たな技術の研究開発については科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）が、それぞれ基本理念及び基本的施策を明らかにしている。

※ デジタル社会形成基本法ではデジタル社会を「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、…人工知能関連技術…その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）を用いて電磁的記録…として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること…により、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義しており（同法第二条）、人工知能関連技術の活用もこの中に含まれている。

- ただし、科学技術・イノベーション基本法に規定する科学技術の振興及びイノベーションの創出、デジタル社会形成基本法に規定するデジタル社会の形成は、いずれも定義が非常に広範な概念を含んでいるため、特定分野に特化した施策や他分野にまたがる施策を特に推進する必要がある場合には、特化した理念法を制定している例がある。

・科学技術の振興及びイノベーションの創出関係

　健康・医療戦略推進法、宇宙基本法

・デジタル社会の形成関係

　官民データ活用推進基本法、サイバーセキュリティ基本法

- 人工知能関連技術についても、以下の点で特定分野に特化した施策や他分野にまたがる施策を特に推進する必要があると考えられる。

・①③の特性から、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、基礎研究から社会実装までのプロセス全体を見通して施策の立案と実施を行う必要があるが、科学技術・イノベーション基本法は研究開発の推進のみを対象とし、また、デジタル社会形成基本法は情報通信技術を利用した情報の活用のみを対象としているため、これらの法律で定められている理念及び施策並びに総合調整を行う本部の組織では、全体をカバーできないこと。

- ・ 1 ②の特性から、国家安全保障の観点で施策の策定及び推進が必要となるが、科学技術・イノベーション基本法及びデジタル社会形成基本法には国家安全保障の観点からの政策理念・施策に関する規定がないこと。
 - ・ これらのほか、上記の 1 ①～④の特性を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に当たっては、特化した理念及び政策が必要となること。
- このため、本法律案においては、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進について、特化した基本理念、責務、基本的施策等について定めることとともに、関係行政機関が実施する人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する諸施策を総合的かつ計画的に推進するための計画の案の策定等を所掌事務とする本部を新たに設置するなど所要の規定の整備を行うこととする。
- なお、本法律案と同様に、研究開発から実用までを一体的にカバーするため特別の理念法が定められている例として、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）があり、本法律案の各規定は、同法を参照している。

（本部を法律で設置する必要性について）

- 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十八条第一項に規定する総合科学技術・イノベーション会議（以下「CSTI」という。）及びデジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）第十四条第一項に規定するデジタル社会推進会議は、それぞれ、科学技術の振興やデジタル社会の形成といった目的の下で人工知能関連技術に関する施策を扱っているが、これらの本部では人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の全体をカバーすることはできないことを踏まえるとともに、政府の人工知能関連技術に関する施策の司令塔機能を強化するため（総理の施政方針演説参照）、両本部とは異なる人工知能関連技術に特化した組織を置くこととしている。

これらの法律で設置された両本部ではなく、新たに設置する本部が人工知能関連技術に関する施策の司令塔機能を果たすことを明確にするため、新たな組織の設置及び所掌事務を法定するとともに、当該所掌事務を遂行するために必要な場合に関係行政機関の長等に対する資料の提出その他の協力を求めることができる等の権限を明確化することが適当である。このため、本部を法律で設置することとした。

（参考）第二百十四回国会における石破内閣総理大臣所信表明演説（令和6年10月4日）抜粋

四 国民を守る

（イノベーションとスタートアップ支援）

日本経済の活性化と成長を加速させるため、科学技術・イノベーション、宇宙などフロンティアの開拓を推進するとともに、スタートアップ支援策を引き続き強化していきます。政府の「スタートアップ育成5か年計画」を着実に進め、アジア最大のスタートアップハブを実現します。A I の研究開発・実装がしやすい環境を更に充実し、政府のA I政策の司令塔機能を強化します。

II 各論

【第1章 総則】

1. 目的及び法律案の名称について（第1条関係）

- Iに述べた点を踏まえ、本法律案は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする旨を規定する。
- この目的を踏まえ、本法律案の名称は、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」とする。
- 「人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術である」とは、I 1①②で挙げた特性等を踏まえると、人工知能関連技術は、我が国の経済及び社会の発展を支えるほどの潜在力を有する技術であり、その研究開発及び活用の推進を通じて、「国民生活の向上及び国民経済の発展」が達成されることとなる。
- 「科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、」では、科学技術・イノベーション基本法及びデジタル社会形成基本法において、科学技術の振興及びイノベーションの創出並びに人工知能関連技術を含む先端的な技術の活用等を通じたデジタル社会の形成に関する理念が既に規定されているところ、これらその他の関係法律により推進されている人工知能関連技術に関する施策と調和的に推進すべきことが示されている。

※ より広範な理念法がある場合に、それと相まって施策を推進する旨を目的とする例

- サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）
(目的)

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定する情報通信技術（以下「情報通信技術」という。）の活用の進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、同法と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

- 「総合的かつ計画的」とは、関係省庁の施策全体を見渡し、政府としての基本的な方向性に照らして必要な調整を図り、役割分担をして計画に位置付けていくことを指す。

2. 定義について（第2条関係）

- I 1 ①の特性のとおり、人工知能関連技術が他の情報通信技術と比べて特化した政策的対応を必要とするのは、人の認知、推論及び判断に係る一連の能力を代替する機能を有し、これによって創造的なアウトプットを創出する能力があるために、これまで人が行っていた作業を代替し、又は人が行っていた以上の成果を創出できるという特徴にある。これを踏まえ、本法律案の対象となる人工知能関連技術は、以下のとおり規定する。

『人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術』

- 他の法律では、下記のように「自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能」、「農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し又は向上させる」と定義している例がある。

●道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

（自動車の装置）

第四十一条（略）

- 2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項及び第九十九条の三第一項第一号を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

●農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和六年法律第六十三号）

（定義）

- 第二条 この法律において「スマート農業技術」とは、農業機械、農業用ソフトウェアその他農林水産省令で定めるもの（以下この条において「農業機械等」という。）に組み込まれる遠隔操作（農業機械から離れた場所から当該農業機械に情報通信技術（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された情報を活用する場合に用いられる情報通信技術をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。）を用いて指令を与えることにより当該農業機械の操作をする技術をいう。）、自動制御（プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第七条第四項第一号において同じ。）により自動的に農業機械等の制御を行う技術をいう。）その他の情報通信技術を用いた技術であって、農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化（第三項第二号及び次条第一項において「農作業の効率化等」という。）を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものをいう。

2～5（略）

○ 本法律案も基本的にこれらの例にならい、人が行うことのできる知的な能力を示した上で、これを代替する機能として定義する（※）。ただし、次の点を考慮している。

・本法律案で主に対象とするのは、特定のタスクに特化した人工知能ではなく汎用的なものを想定していることから、単に「人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力」としている。

・自動車の運転などとは異なり、将来の状態を予測することだけではなく様々な推論を行うことから、「予測」ではなく「推論」と規定している。

・人間の認知に係る能力には五感の作用もあるが、「知的な」作用のみを対象としている。

※ これに対し、官民データ活用推進基本法は、単に「学習、推論、判断等の知的な機能」としているが、これだけでは意味している機能が不明確であるため、人間の行う活動をまずは捉えて、それを代替するものとして機能を特定している。

●官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。

3・4 （略）

○ 「人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術」としては、例えば、機械学習、深層学習、自然言語処理等に係る技術などが含まれる。また、「入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術」としては、例えば、開発においてデータの学習を高速化するための半導体技術や学習するデータのクリーニング・正規化等を行う技術のほか、「生成AI」を用いた偽・誤情報の拡散による被害の拡大を防ぐための電子透かし技術（「生成AI」で作成されたコンテンツであるかの識別を可能とするもの）などが含まれる。

3. 基本理念について（第3条関係）

○ 1で記載したとおり、科学技術・イノベーション基本法及びデジタル社会形成基本法において、科学技術の振興及びイノベーションの創出並びに人工知能関連技術を含む先端的な技術の活用等を通じたデジタル社会の形成に関する理念が既に規定されている。本法律案は、Iで記載した人工知能関連技術の特性を踏まえ、これらの法律に規定されている広範な基本理念に加えて、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に特化した基本理念として、以下の四点を定める。

(第二項関係)

- ① 我が国の経済社会の発展の基盤的な技術及び国家安全保障上重要な技術として、継続的な保持と国際競争力を高めること
- 人工知能関連技術は、経済社会の発展の基盤的な技術であるとともに、国家安全保障の観点からも必要な技術である。このため、我が国が独自に人工知能関連技術を研究し、開発することのできる能力を継続的に保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を高めていくことが必要である。
- この考え方が人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に特化した施策を講じていく必要性の背景にあるものであり、これを第一の基本理念として定める。

(第三項関係)

- ② 基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの一体的な施策を推進すること
- 人工知能関連技術はその研究開発から活用に至るまでの期間が短いため、その間の各段階における取組がほぼ同時並行的に行われ得るものである。このため、当該技術の基礎研究から活用に至るまでに介在する多様な主体やその取組が互いに密接に関連し、いずれかの取組に不備があると、その適正な活用が確保されないため、一体的な施策が行われる必要がある。
- このように、基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの一体的な施策を推進する必要性があることが、科学技術・イノベーション政策やデジタル社会の形成に限定された計画や本部とは別に、人工知能関連技術に関する施策全体を見通した計画や本部をつくる必要性の背景にあるものであり、これを第二の基本理念として定める。

(第四項関係)

- ③ 人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るために、透明性の確保その他の必要な施策を講じること

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪、人権侵害、知的財産権侵害、製品・サービスの事故に関連する様々な問題の発生を助長させるおそれがある。具体的な事例としては、例えば、
 - ・不正な目的による研究開発：サイバー攻撃の支援を行うことを目的とし、専門知識のない者でも容易にマルウェアを生成することを可能とするためのコンピュータウイルスの作成方法等に関するデータを学習させる（犯罪への利用）
 - ・不適切な方法による研究開発：海賊版サイトと知りながら、当該サイトを学習対象から除外せず、既存の著作物に類似したコンテンツの出力を防止するための措置を怠る（著作権の侵害）
 - ・不正な目的による活用：詐欺に用いる目的で他人の合成音声を出力させる（犯罪への利用）
 - ・不適切な方法による活用：企業の従業員が、入力された情報の共有先を把握しないまま、顧客の個人情報や会社の営業秘密を入力する（個人情報等の漏えい）等が考えられる。

- このような国民生活の平穏や国民の権利利益が害される事態は、国民経済の健全な発達に寄与するという本法律案の目的に反することとなる。また、活用の推進という面からみても、こうした事態を助長させる可能性があるために、国民が人工知能関連技術の活用について不安をもっており、我が国において活用が広がらない大きな要因となっている。

※ 令和6年6月から7月にかけて民間シンクタンクが実施したアンケート調査では、「将来的に人工知能関連技術を活用したくない／活用できない」と回答した者のうち5割以上が、その理由として、正確性（正確でない情報やもつともらしい誤情報が出力しない）、安全性（生命・身体・財産に危害を及ぼさない）、公平性（偏見や差別に関する問題を起こさない）、プライバシー保護（プライバシーを尊重し、保護する）、セキュリティ確保（不正なアクセスや攻撃に耐える）、透明性（合理的な範囲で情報が開示される）、アカウンタビリティ（事実上・法律上の責任を果たす）といった要素のうちいずれかへの懸念を挙げている。
また、同年3月から4月にかけて実施された世論調査では、人工知能関連技術の普及に対する期待又は不安に関し、使用歴がある者のうち約8割が期待の方が大きいと回答した一方、使用歴がない者のうち約7割は不安の方が大きいと回答しており、我が国における人工知能関連技術の活用を拡大するためには、国民の不安を解消することが必要であるといえる。

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策を講じることが、一般的な技術とは異なる人工知能関連技術特有の政策的対応を必要とする重要な要素であるため、これを第三の基本理念として定める。

※ 透明性の確保その他の必要な施策の具体例としては、例えば、

- ・出力された情報が人工知能関連技術を用いて生成されたものであることを示す「電子透かし」の導入
- ・個人情報の学習を防止する措置、個人情報の入出力を制御する措置の導入
- ・データ収集の手法について関係者への情報提供の実施

等が考えられる。

（第五項関係）

④ 國際的協調を進めること

- 人工知能関連技術は、我が国の経済社会に変革をもたらすだけでなく国境を越えて大きな影響を及ぼすものであり、また、国家安全保障上も重要な技術である。このため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、国際的協調の下に進めていく必要があり、我が国は、人工知能関連技術に関する国際的枠組みである「G7 広島 AI プロセス」を主導し、この分野における国際協調をリードしてきた。このような背景を踏まえ、国際的な協調を第四の基本理念として定める。

4. 国の責務について（第4条関係）

(第一項関係)

- 国は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する旨を規定する。
- 「総合的かつ計画的」とは、関係省庁の施策全体を見渡し、国としての基本的な方向性に照らして必要な調整を図り、役割分担をして計画に位置付けていくことを指す。
- 人工知能関連技術は、I 1②の特性のとおり、民生目的のみならず、国防目的にまで転用可能なもので、国家安全保障の観点からも重要な技術である。一方で、I 1③④の特性のとおり、技術の発達と活用の拡大が極めて急速であり、かつ、研究開発及び活用に大規模な研究開発リソースと多様な分野の知見を要する。そのため、人工知能関連技術の基礎研究から活用に至るまでに介在する多様な主体や過程における取組が互いに密接に関連し、一体的に行われる必要がある。このような人工知能関連技術の特性に鑑み、国が主体となり、総合的かつ計画的に施策を策定し、実施する必要がある。

(第二項関係)

- 現状、人工知能関連技術を巡る国際競争が激化する中で、我が国では、著作権侵害等のリスク等への懸念や、その活用方法や有用性に関する理解不足等が原因で、他国に比べて人工知能の活用が進んでいない。民間分野における人工知能関連技術の活用を加速しようとしても、上記のような懸念や理解不足等がある中では、人工知能関連技術の国民への浸透に一定の障壁が存在する状況である。一方で、世界的に人工知能関連技術の発達と活用の拡大が極めて急速であることからすれば、我が国においても早急に活用を進める必要がある。
そのため、まずは本法律案を掲げる国自身が人工知能関連技術を積極的に活用するユースケースやその有用性を示し、人工知能関連技術の活用の具体事例や留意点等を周知することにより、国民に対する人工知能関連技術の活用のモチベーションや社会的受容性を高めることが人工知能関連技術の分野においては特に有効であると考えられることから、国による人工知能関連技術の積極的な活用を進める旨を規定する。
- 人工知能関連技術は、I 1①の特性のとおり、汎用性や、基盤的な技術となる可能性を有する。このような人工知能関連技術の特性は、国の行政事務での活用においても妥当し、その活用によって、効率的かつ高度な行政事務の遂行が可能となる。そのため、「行政事務の効率化及び高度化」について規定する。

5. 地方公共団体の責務について（第5条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下で公的な主体として必要な責務を果たすべき旨を規定する。
- I 1①③の特性によれば、人工知能関連技術による影響は人間が携わるあらゆる分野に及び、全国の多くの人に影響が生じ得る。そのため、第三条の基本理念を実現するためには、第四条に基づき国が責務を果たすだけでなく、地方公共団体においても適切な役割を担う必要があるため、「国との適切な役割分担」を明示的に規定する。
- 地方公共団体において責務を有することとしているのは、「人工知能関連技術の研究開発の推進」と「人工知能関連技術の活用の推進」に関し、各地域の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することであるところ、「研究開発の推進」の例としては、公立大学における研究開発の推進や、民間の事業者や研究者等による人工知能関連技術の研究開発を支援するような取組（支援金、環境整備、ネットワーク形成支援等）が想定される。「活用の推進」の例としては、地方公共団体内における人工知能関連技術の積極的な活用及び活用事例の公表や、活用の推進に向けた勉強会や講演会の開催等が想定される。

6. 研究開発機関の責務等について（第6条関係）

（第一項関係）

○ 大学、研究開発法人その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関を「研究開発機関」と定義し、基本理念にのっとり、下記事項に努める（（1）及び（2）については、積極的に努める）ものとすることを規定する。

（1）人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及

（2）専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成

（3）第四条及び第五条の規定に基づき国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること

（1）人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及について

○ I 1④の特性のとおり、我が国においては、研究開発の面で、モデルの開発数、民間投資額、特許出願数等において、他国から大きく劣後している。また、活用の面でも、著作権などのリスク等への懸念や、その活用方法や有用性に関する理解不足から、他の先進国に比べて人工知能関連技術の利用率が著しく低迷している状況にある。そのため、（1）「人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及」について、積極的に努めることを規定し、研究開発の面のみならず、活用の面でも推進されることを図ることとする。

（2）専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成について

○ I 1③④の特性のとおり、人工知能関連技術は、技術の発達が極めて急速であり、かつ、自然科学的なアプローチから人文科学的なアプローチをとる分野まで幅広い研究分野が携わる必要があり、その内容は、高度な専門性や先端的な知見を持つ多様な人材により担われている。さらには、人工知能関連技術の持つ汎用性により、あらかじめその使途を限定することができないため、業界横断的な知見も要求される。このような人工知能関連技術の特殊性に鑑みると、一般の技術分野に比べて特に幅広い専門性を有する人材の確保が必要となるため、（2）「専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成」に積極的に努めることを規定する。

（3）第四条及び第五条の規定に基づき国及び地方公共団体が実施する施策に協力することについて

○ 人工知能関連技術は、I 1③の特性のとおり、技術の発展と活用の拡大が極めて急速であることを踏まえ、国や地方公共団体は基礎研究から社会実装までのプロセス全体を見通して施策の立案と実施を行うことから、その策定する施策の重要性は大きい。研究開発機関が人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及や専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成を行うには、かかる国や地方公共団体の施策に協力することによってより実効的な対応が可能となるため、（3）研究開発機関が国及び地方公共団体が実施す

る施策に協力するよう努めることとした。

- 「研究開発法人」とは、科学技術イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定されているものを意味し、独立行政法人等のうち、研究開発等、研究開発等であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げられているもの指す。

※ 別表第一では、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所等の36法人が挙げられている。

(第二項関係)

- 大学については、大学における自主性・自律性（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第七条）その他の研究の特性が存在することに鑑み、国や地方公共団体が施策を策定・実施するに当たっては特別の配慮を行う旨を念のため明記する。

●産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（大学の責務等）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、産業技術力の強化に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

(第三項関係)

- 人工知能関連技術のI 1④の特性を踏まえ、研究開発機関が、効果的な研究開発を行うに当たっては、人文科学及び自然科学に関する多様な分野の知見を総合的に活用する必要があることに鑑み、特に学際的又は総合的な研究開発に努めるものとすることを規定する。
- 「学際的又は総合的」は、人文科学及び自然科学の特定の学問分野に收まりきらない、分野を横断した融合分野を意味している。このように規定するのは、I 1④の特性的とおり、人工知能関連技術の研究開発には、情報工学や機械工学といった自然科学的なアプローチをとる分野から言語学や文化学といった人文科学的なアプローチをとる分野まで幅広い研究分野が関わる必要があり、既存の縦割りの学問分野だけでは対応が不十分となるためである。

7. 活用事業者の責務について（第7条関係）

- 人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者を「活用事業者」と定義し、人工知能関連技術の積極的な活用による（1）事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めること、（2）第四条及び第五条の規定に基づき国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならないことを規定する。

（1）事業活動の効率化及び高度化等について

- I 1のとおり、我が国における人工知能関連技術は、他の先進国に比べてその利用率が低迷している。活用事業者において、人工知能関連技術を積極的に活用し、自らの事業活動を効率化及び高度化し、新産業を創出する実例を社会に示すことで、人工知能関連技術の活用方法や有用性が周知されることが可能となる。人工知能関連技術を国民生活及び経済活動で活用することの重要性に鑑み、人工知能関連技術の活用による「事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出」に努めることを規定する。

（2）施策への協力義務について

- 人工知能関連技術を社会に実装し、国民生活の向上と国民経済の発展につなげていくためには、研究開発と実社会との間をつなぐ活用事業者の役割が非常に重要なことを踏まえ、活用事業者の責務として施策に協力しなければならない旨を明示的に求めることとした。

（活用事業者について）

- 人工知能関連技術を事業活動において活用する場合の典型例としては、人工知能関連技術を実装した情報処理システムのような製品や、人工知能関連技術を活用して国民生活や経済活動に役立つ情報を生成させるサービスの開発、提供などが考えられる。このほかにも、これらの関連産業など幅広い活用が考えられるため、活用事業者は、「人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者」と定義した。
- なお、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律では、「成果活用事業者」の定義として、「研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者」と規定している。本法律案は、人工知能関連技術の活用を広く推進していくための施策を定めるものであり、既に活用している者とこれから活用しようとする者を分けて規定する必要もないため、「活用しようとする者」とのみ規定した。

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
(成果活用事業者への支援)

第三十四条の四 国は、研究開発法人又は大学等の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者（以下「成果活用事業者」という。）による当該研究開発の成果を活用した新たな事業の創出又はその行う事業の成長発展を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

8. 国民の責務について（第8条関係）

- 国民は、基本理念にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に対する理解と関心を深めるとともに、国や地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする旨を規定する。
- I 1①の特性のとおり、人工知能関連技術は、適正な活用によって、産業や国民生活の様々な分野において効率性や利便性を飛躍的に向上させ、経済社会の発展の基盤的な技術となる可能性がある。例えば、現在、我が国における社会課題となっている労働力不足に対しても有効であり、人工知能関連技術を活用した自立型ロボットによる介護現場や接客等のサポート、個人に合わせた教育カリキュラムの作成、担い手不足に悩まされている農業や漁業の作業の自動化など様々な分野で効率性や利便性を向上させることが可能である。
一方で、人工知能関連技術が専門的かつ難解な分野であることから、あまねく国民の関心が十分な水準で得られているとは言い難く、前述した国民生活の向上につながる利便性が広く認識されていないのが現状である。また、人工知能関連技術の活用方法によっては何らかのリスクが生じるのではないかという漠然とした懸念も生じており、我が国において人工知能関連技術の活用が十分に広がっていない。
- そのため、人工知能関連技術がどのように国民生活や国民経済に役に立つか、また、実際に利用した場合にいかなるリスクが発生する可能性があり、どのような方法を講じていればそれを防ぐことができるのかといった正しい知識を国民一人一人が認識し、人工知能関連技術の適正な活用による恵沢を享受できることが望ましい。
- また、国や地方公共団体の施策の実現には国民の理解と協力が不可欠であることから、国民の責務として施策に協力するよう努めるものとする旨を明示的に定めることとした。

9. 連携の強化について（第9条関係）

- 国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者が相互に連携を図りながら協力することにより人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずる旨を規定する。
- 人工知能関連技術の分野においては、I 1③④の特性のとおり、技術開発の速度が非常に速いのみならず、人工知能関連技術の基礎研究から活用に至るまでの各段階における取組が密接に関連し、かつ、並行して進行しているという特色がある。このような背景から、人工知能関連技術の実用化に至るまでの過程は、基礎研究を行う大学等の研究機関から、人工知能関連技術を活用して製品やサービスを開発し、提供する事業者に至るまで、多種多様な関係者が含まれ得ることが人工知能関連技術特有の構造である。さらには、人工知能関連技術の持つ汎用性により、その用途をあらかじめ限定することはできないため、そういう観点からも業界横断的な知見が要求される。そのため、幅広い各種分野で基礎研究から活用に至るまでの各段階における主体が密接に連携することが重要である。
- また、研究開発機関や活用事業者のみならず、施策を講ずる国や地方公共団体との連携も重要である。例えば、I 1③④の特性のとおり、人工知能関連技術の研究開発や活用には、大量の学習データ並びに大規模な情報処理等の多量のコストを要する施設及び設備が必要になる。中小企業やスタートアップ企業といった事業者が個別にこれらの施設や設備を用意することは現実的ではないことから、例えば国や地方公共団体が協力して施設設備等の整備を行い、広く事業者に共用させるなどの環境整備の支援を行うことでより多様な主体に人工知能関連技術に係る施設や設備を共用できるようにすることがイノベーションの促進となり得る。
- 総じて、国や地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者といった产学研官の区分に捉われない、人工知能関連技術に関わるあらゆる関係者が幅広い有機的な連携をすることが人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための基礎として肝要である。

10. 法制上の措置等について（第10条関係）

- 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる旨を規定する。
- 国は、第四条に基づき、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとされているが、特に国に対し、法令面、財政面での裏づけを伴う施策の実施を求めた規定であり、知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）や健康・医療戦略推進法等の多くの法律に設けられているものと同旨である。

【第2章 基本的施策】

11. 研究開発の推進等について（第11条関係）

- 人工知能関連技術の①③の特性を踏まえ、基礎研究、応用・実用研究、モデル開発、システム開発、社会実装の各プロセスが相互に関連して同時並行的に進んでいくことから、これらのプロセス全体を俯瞰しつつ一貫した研究開発の推進、研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供が必要である。
- なお、例えば大規模言語モデルの開発に関する基礎研究においてブレイクスルーがあつたことにより生成AIが登場し、即座に社会における急速な活用の拡大につながったことに見られるように、人工知能関連技術の分野においては、基礎研究と活用の拡大が特に密接な関連性を有し、基礎研究の振興は人工知能関連技術の実用化による社会的便益の増加やイノベーション創出に即時につながる重要な効果を有するものである。また、人工知能関連技術については、米国ビッグテック企業がその基礎研究に関する情報を非公開の状態で寡占しているという特殊な現状があるため、他分野の技術に比べて国として基礎研究を振興していくことの必要性が特に高いといえる。かかる趣旨は本条の文言上明記されているものではないが、本条の趣旨に含まれていると解釈することとしたい。

（「基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進」について）

- 「基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進」とは、人工知能関連技術の基礎研究や技術開発、その他機械や医療など各種分野への応用や実装を見据えて行う、業界毎の研究等を想定している。人工知能関連技術の研究開発における主要な研究開発の事例は国外に集中している現状であるため、我が国における国際競争力の向上を図るべく、実用化を目指したさらなる研究開発の推進が必要である。

（「研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備」、「研究開発の成果に係る情報の提供」について）

- 「研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備」及び「研究開発の成果に係る情報の提供」とは、人工知能関連技術の研究開発それ自体を推進するにとどまらず、それらの成果を社会実装まで円滑に行える環境を整備することこそが国際競争力の向上の観点にとって効果的であることから、研究開発機関の特許や研究成果を活用できる技術移転や社会還元を行う取組やそれらを円滑に行う体制の整備等を行うことを想定したものである。

12. 施設及び設備等の整備及び共用の促進について（第12条関係）

- 本条では施設及び設備等の整備及び共用の促進について定めており、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四及び第三十五条にも類似の規定が存在するが、本条において支援の必要性を規定する人工知能関連技術における施設及び設備並びにデータセットといった環境は、人工知能関連技術の研究開発及び活用を行う過程で大規模な計算資源等が必要になり、かつ資源等投下の規模と開発されるシステムの質が一般的には比例する関係にあることから、特に人工知能関連技術の研究開発及び活用については肝要な構成要素であって、国内においてこれらの環境を広くアクセス可能にすることこそが我が国の人工知能関連技術の研究開発や活用における国際競争力の向上に必要不可欠といえる。このため、本条において特に規定したものである。

●科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号） (研究開発施設等の整備)

第二十四条の四 国は、研究開発能力の強化を図るため、国、研究開発法人及び大学等の研究開発に係る施設及び設備（第三十五条において「研究開発施設等」という。）、情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びに研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの（同条において「知的基盤」という。）を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進）

第三十五条 国は、研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進を図るため、国、研究開発法人及び国立大学法人等が保有する研究開発施設等及び知的基盤のうち研究開発機関及び研究者等の利用に供するものについて、その利用に必要な情報の提供その他の当該研究開発施設等及び知的基盤を広く研究開発機関及び研究者等の利用に供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 研究開発法人及び国立大学法人等は、その保有する研究開発施設等及び知的基盤のうち研究開発機関及び研究者等の利用に供するものについて、可能な限り、広く研究開発機関及び研究者等の利用に供するよう努めるものとする。

（「大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録（～）の保管等に係る施設及び設備」について）

- 「大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録（～）の保管等に係る施設及び設備」とは、大規模計算基盤、すなわちスーパーコンピュータやネットワーク機器などの設備やそれらを管理及び運用するためのデータセンター等の施設を想定している。これらの施設及び設備は、以下の用途で使用される。

①研究開発段階

基礎研究や技術開発における過程で大量のデータを学習させるために大規模な計算処理が必要となる。

②活用段階

テキスト又はコンテンツの生成、画像認識、予測等を出力する過程で行う推論を実施するために大規模な計算処理が必要となる。

（「電磁的記録」について）

- 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識すること

ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものである（法令用語辞典第11次改訂版）。

（「データセット」について）

- 「データセット」とは、特定の目的をもって収集した情報の集合物であり、モデルを開発するに当たって学習させる大量のデータの集合である。ここでいう「特定の目的」が意味するところとしては、具体的には、創薬目的で人工知能関連技術を用いる場合であれば、医学や化学等に関する情報の集合物を学習させる必要がある。また、人工知能関連技術のアウトプットの性能は学習するデータによる影響を強く受けるため、システムの性能を向上するために大量かつ良質なデータが必要となる。例えば、国が保有している大量かつ良質な日本語のデータセットを生成AIのモデルに学習させることで、より自然な日本語でアウトプットがされるようになるなど、国内におけるサービスの質の向上につながるものと考えられる。研究開発の新規参入や優れた性能を持つモデル開発を促すためには、国や国の研究機関が保有している様々な分野の大量かつ良質なデータの提供が有効である。

（「知的基盤」について）

- 「知的基盤」とは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四で「研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの」と定義されている。人工知能関連技術との関係では、上記の「データセット」の他、情報処理に関する設備やネットワーク環境、人工知能関連技術に関する標準、試験・評価方法等が含まれることを想定している。

（「共用の促進」について）

- 「共用の促進」とは、一人又は限定された者が利用している物について、利用していない者に利用を促すことにより、より多数の者が利用するようにすることを意味し、計算資源等を研究開発機関や活用事業者に幅広く開放すること等を想定している。具体的には、前述した計算基盤等の施設及び設備をデジタルプラットフォームのサービスとして提供することやデータセットをネットワーク上に公開する等がこれに含まれる。
- なお、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十五条では、「研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進」と書き分けている。「共用」は「共同して利用すること」、「供用」は「何々の用途に充てる、何々のために用いる」の意味である（法令用語辞典第11次改訂版）が、本条ではデータセットなどを共同して利用することの促進を意図していることから、あえて書き分ける必要はないため、知的基盤も含めて「共用」とした。

13. 適正性の確保について（第13条関係）

- 第三条第四項に記載のとおり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長させるおそれがあること等を踏まえ、各主体が合理的かつ円滑な選択ができるよう、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図る必要がある。

（「国際的な規範」について）

- 第十七条において、国は、国際的な規範の策定に積極的に参画する旨を規定しており、「国際的な規範」とは、当該規定を遂行した際に策定される規範を想定している。このうち、既存の国際的な規範としては、「G7 広島 AI プロセス」の「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」、「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」等があり、今後策定される規範も含まれ得る。

（「規範の趣旨に即した」について）

- 「規範の趣旨に即した」とは、規範の要旨のみならず、規範が策定された目的や理由に沿うことを意味する。

（「指針の整備」について）

- 「指針の整備」とは、研究開発機関や活用事業者を含め、人工知能関連技術に関わる全ての関係者に対する留意事項や方向性について国内外に示すための指針の整備を指す。現状、我が国における各分野横断的な指針としては、国内事業者向けの規範である「AI 事業者ガイドライン」等が存在する（※）が、今後、新たに作成されることとなるものもこの「指針」には含まれ得る。
- 既存の国際規範は、必ずしも国民に対して強制力をもった形で対応することを各国に求めるものではないことから、国際規範を受けた政府の対応として、強制力のない指針の整備を例示として示すことも、特段の問題はない。

※ この他、文部科学省の「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」のようにある分野に特有の詳細な事項を定めるものも存在する。今後も、業界特有のリスクや具体的な細則が必要な分野においては、類似の個別分野における規律が策定されることが予測される。

14. 人材の確保等について（第14条関係）

- I 1③④の特性を踏まえると、人工知能関連技術の急速な進歩に追いつくための積極的な人材開発が必要であるとともに、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階に必要となる横断的な知見、人工知能関連技術の持つ汎用性に対応するための業界横断的な知見、我が国にとって有用な人工知能関連技術を研究開発するための言語や文化に関する知見など、一般の技術分野に比べて特に幅広く、多様な分野の知見を持った人材を結集する必要がある。

（「地方公共団体、～連携協力を図りながら」について）

- 国が横断的な視野を持って施策を講ずるに当たっては、多様な主体を取り巻く実情等を把握しつつ、それぞれの立場の意見に配慮しながら行うことがその実効性を高めると考えられるため、国以外の主体との緊密な連携協力を図る旨を明記する。

（「人材の確保、養成及び資質の向上」について）

- 「人材の確保」とは、必要な能力を有する人材を必要なだけ集めることを指し、「（人材の）養成」は、数が集まらない場合にそうした能力を有する人材を育てることを指し、「（人材の）資質の向上」は量的には足りているが、質的に不十分な場合に能力開発等を行うことを指す。具体的には、デジタルに関するリテラシーから実践レベル（生成AIに関する最新の内容も含む。）までの幅広いオンライン講座の提供、人工知能関連技術の分野で必要なスキル等の指標となる人材確保・育成の指針、教育プログラムを奨励する認定制度等がこれらに含まれると考えられる。

15. 教育の振興等について（第15条関係）

（「国民が広く～理解と関心を深める」について）

- 「国民が広く人工知能関連技術の研究開発及び活用に対する理解と関心を深める」とは、8に記載のとおり、人工知能関連技術がどのように国民生活や国民経済に役に立つのか、また、実際に利用した場合にいかなるリスクが発生する可能性があり、どのような方法を講じていればそれを防ぐことができるのかといった正しい知識を一般の事業者（活用事業者に該当しない者、すなわち人工知能関連技術を事業活動に活用しようとしていない者や該当技術によって間接的に便宜を享受する、あるいは損失を被る者も含む）を含む国民全般が認識し、人工知能関連技術の適正な活用による恵沢を享受できるよう、国が国民に対して理解と関心を深めるために必要な施策を講ずることを指している。

（「教育及び学習の振興」について）

- 「教育及び学習の振興」は、人工知能関連技術の活用により社会に直接影響を及ぼす事業者や、人工知能関連技術の活用による効果の及び得る幅広い一般国民を主な対象として想定し、リテラシーの向上を継続的に図ることを意味するものである。具体的には、教育現場など今後人工知能関連技術の活用が想定される各分野における人工知能関連技術の活用に当たっての留意事項等をまとめたガイドラインやチェックリストの策定、モデルカリキュラムの普及や教員向けのオンライン研修の実施等による学校現場における教育活動への組込みなどがこれに含まれ得る。

（「広報活動の充実その他の必要な施策」について）

- 「広報活動の充実その他の必要な施策」とは、8に記載のとおり、人工知能関連技術が専門的かつ難解な分野であることから、あまねく国民の関心が十分な水準で得られていない状況を改善するため、国や地方公共団体の実施する施策や業務内容などを広く一般国民に周知する活動の充実等を意味している。具体的には、国が行う調査研究（第十六条）の結果等に基づく先進的な事例の周知、教育コンテンツ等を掲載したポータルサイトの運営、政府広報番組の活用などを想定している。

16. 調査研究等について（第16条関係）

- 本条は、国の情報収集及び情報提供等を通じて、幅広い主体に人工知能関連技術についての理解の増進をさせ、もって我が国全体の人工知能関連技術の適正な研究開発や活用につなげることを図るものである。

（「国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集」について）

- 「国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集」とは、国内外の人工知能関連技術の研究開発の実態や、人工知能関連技術を活用する公的機関及び活用事業者におけるその活用実態に関するアンケート調査の実施等を想定している。

（「不正な目的又は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴って～事案の分析及びそれに基づく対策の検討」について）

- 人工知能関連技術の活用が不正な目的又は不適切な方法で行われ、犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事案が発生した場合における、③に記載の透明性の確保等の観点を踏まえた当該事案の調査の実施とその調査結果に基づく対策の検討を想定している。

（「その結果に基づいて～指導、助言、情報の提供その他の必要な措置」について）

- 上記の調査の結果に基づき、国民の権利利益を侵害する可能性のある事案についての注意喚起のほか、国による研究開発及び活用の促進のための施策の検討、既存制度の見直し等を行うことを含むことを想定している。

17. 国際協力について（第17条関係）

- 人工知能関連技術の研究開発や活用は国境を越えて行われるものである一方で、学習用データの言語や文化等の背景の違いにより、サービスや製品の水準が必ずしも国際的に整合していない場合もある。このため、国際的な連携や相互運用性の確保が特に重要であり、かつ我が国特有の事情を国内外の規範形成に的確に反映させていく必要がある。また、人工知能関連技術は技術開発の速度が速いため、規範の策定にもスピード感が求められている。
- 我が国は、これまで「G7 広島 AI プロセス」や国際規格等の領域において国際的な議論を牽引してきたが、今後も国際的な議論に積極的に参画していく必要がある。

（「国際協力を推進するとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画する」について）

- 国際場裡での人工知能関連技術のガバナンスに関する議論において我が国の主導的役割を継続するとともに、国際的な議論を通じて策定され、継続的に見直されていく規範等を国内の規範等に速やかに反映させていくという国内実装の面でも世界を先導することを想定している。具体的には、人工知能戦略本部において、これまで関係省庁が対応し、内閣府が総合調整してきた「G7 広島 AI プロセス」をはじめとする国際的な議論を、引き続き俯瞰的・戦略的な視点で牽引するとともに、既存の規範等の見直し又は新たな規範等の確立を主導し、方向性を示していくことを想定している。

【第3章 人工知能基本計画】

18. 人工知能基本計画について（第18条関係）

（第一項関係）

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画（以下、単に「人工知能基本計画」という。）の略語については、「人工知能関連技術基本計画」等とすることも考えられるが、略語にしては長いことや一般的な用語として「人工知能」が広く浸透していることを踏まえ、簡潔に「人工知能基本計画」とする。

（第二項関係）

- 各府省庁が独自に実施している人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の調和を図るため、政府全体として総合的かつ計画的に推進すべき施策の基本的な方針を示すとともに、そうした方向性の下で政府が講ずべき施策その他必要な事項を示す必要がある。このため、政府として以下の事項を定めることとし、これらの事項を含む基本計画を策定する。

- ・人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のために政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- ・人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ・上記に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

※ 同様の観点から政府全体として推進すべき施策の基本的な方針等を示すための計画を作成している例として、知的財産基本法第二十三条第一項に規定する推進計画及びデジタル社会形成基本法第三十九条第一項に規定する重点計画がある。

（参考）人工知能基本計画の主な構成イメージ

1. 総論
 - ・策定に至る経緯
 - ・人工知能基本計画の性格・位置付け（第十八条第二項各号に掲げる事項について定める旨を記述）
 - ・現状と課題（踏まえるべき国内外の経済・社会の現状、研究開発及び活用の状況、解決すべき課題等について記述）
2. 基本の方針及び具体的取組
 - ・政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針（第三条第二～五項に規定する基本理念の内容を記述）
 - ・政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策（上記の基本的な方針を踏まえ、1. 総論で挙げた各課題に対応するため、基本的施策に関する方向性や政府全体として取り組むべき主な事項等について記述）
 - ・人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（本部の取組（例：人工知能基本計画の実施状況のフォローアップ、他の司令塔会議との連携、各主体の責務、各主体間の相互連携の強化）等について記述）

【第4章 人工知能戦略本部】

19. 人工知能戦略本部について（第19～28条関係）

（第十九条関係）

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、基本理念にも明記するとおり、人工知能関連技術に関する我が国産業の国際競争力を向上させること等を旨として行うものである。本部は、国際社会の動向等も踏まえつつ、総合的・長期的な展望に立って、その事務を戦略的に遂行することが求められる組織であることから、その名称を「人工知能戦略本部」とする。

※ 同様に我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性に鑑みて設置された本部の例として、知的財産基本法第二十四条に規定する知的財産戦略本部がある。

（第二十条関係）

- 人工知能基本計画は、第十八条第三項により閣議決定によって策定することとなるが、その案の作成は、人工知能戦略本部において行うこととする。
- 「実施の推進」とは、策定された基本計画に基づき、各省庁における施策の推進を、フォローアップ等を通じて促すことを指す。

（第二十三条関係）

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に当たっては、特定分野において内閣総理大臣を補佐する担当大臣を置くことが適当である（例：健康・医療戦略担当大臣）。
- そこで、本部に人工知能戦略副本部長を置き、内閣官房長官及び人工知能戦略担当大臣（人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てることとする。

（第二十五条関係）

<第一項>

- 本部が、所掌事務の遂行のために必要と認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明など必要な協力を求めることができる旨を規定する。
- 関係行政機関及び地方公共団体のほかには、例えば、以下の機関に対し、協力を求ることを想定している。
 - ・独立行政法人

人工知能関連技術の研究開発を行っている国立研究開発法人理化学研究所や国立研

究開発法人情報通信研究機構、情報処理の観点から独立行政法人情報処理推進機構等
・地方独立行政法人

・各地方公共団体に設置される産業技術研究所や公立大学法人等
・特殊法人

沖縄科学技術大学院大学学園、福島国際研究教育機構等

<第二項>

- 本部は、特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者についても必要な協力を依頼することができるとしている。本項は、第一項による措置ではなお不足する場合について想定した規定である。
- 本部員以外の者が有する専門的知識や技術、情報等を本部の事務に活用することを目的とした外部の有識者等に対するヒアリングの実施等を想定している。

※ 本部が資料の提出、意見の表明、説明など必要な協力を求めることができる旨の記載がある例

●知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）

（資料の提出その他の協力）

第三十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

●海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）※議法

（資料の提出その他の協力）

第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（第二十六条関係）

- 本部における事務を、内閣府において処理する旨を規定する。

（内閣官房ではなく内閣府で事務を処理することについて）

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は専門的な政策課題であり、かつ、我が国として人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持し続けるとしていることから、恒常的な政策課題でもある。
- したがって、本来恒常的・専門的な政策課題について、総合調整等を担うこととされている内閣府が担うことが、当該本部が目的とする人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくに当たり効果的であると考え

られるため、内閣府で本部の事務を処理することとする。

- このことは、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）により、これまで、内閣官房で事務を処理することとしていた、知的財産戦略推進事務局、総合海洋政策本部事務局、宇宙開発戦略本部事務局が、内閣府に移管され、それらの本部が引き続き内閣に設置されている流れにも合致するものである。

(他省庁ではなく内閣府で事務を処理することについて)

- 我が国全体の人工知能関連技術に関する施策の司令塔となる本部の事務は、内閣官房国家安全保障局、デジタル庁、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、総務省、経済産業省、文部科学省等の複数の省庁の所掌事務にまたがるものである。
- こうした本部の事務については、内閣総理大臣を長とする機関として、強力なリーダーシップの下で、行政機関を統括する内閣の機能を助けるための事務を担う内閣府において処理することが適当である。特に、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局が所掌する科学技術の振興等に関する事務と互いに密接に関連し、一体的に実施することとするため、同事務局が担当することとする。

【附則】

20. 施行期日について（附則第1条関係）

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のためには、制定法についても速やかな施行が必要であるため、原則として公布の日から施行することを想定しているが、第三章（人工知能基本計画）、第四章（人工知能戦略本部）、附則第三条（内閣府設置法の一部改正）の施行期日については、その準備のために一定の時間を要することが見込まれることから、例外として、公布から三月以内に政令で定める日とすることを想定している。
- 附則第四条の調整規定は、附則第三条による改正に対応するためのものであることから、附則第四条の施行期日は附則第三条と同じ三月以内施行とする。

※ 政府が計画を定め、内閣に本部を置く旨を規定した上で、「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」とこととしている例

●知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）

第三章 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画

第二十三条 知的財産戦略本部は、この章の定めるところにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成しなければならない。

2～7 （略）

（設置）

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

●海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）※議法

第二章 海洋基本計画

第十六条 政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋に関する基本的な計画（以下「海洋基本計画」という。）を定めなければならない。

2～7 （略）

（設置）

第二十九条 海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部（以下「本部」という。）を置く。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

●宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）※議法

第三章 宇宙基本計画

第二十四条 政府は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。

2～8 （略）

（設置）

第二十五条 宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、宇宙開発戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

21. 検討規定について（附則第2条関係）

- 現在は顕在化していない人工知能関連技術の研究開発及び活用に係るリスクが、法律の施行後顕在化した場合又は顕在化することが見込まれる場合には、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進を図るために諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、法制上の措置の在り方を含め、必要な検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとする。

（「諸施策に関する国際的動向…を勘案しつつ」について）

- 人工知能関連技術を活用した製品やサービスは、国境を越えて提供等されるものであり、近年米国その他の諸外国における人工知能関連技術の研究開発及び活用に向けた取組が加速する中で、これら諸外国における関連施策の動向を不斷に捉えるようすることにより、我が国における検討や対応が世界的な動きから取り残されないようにする必要がある。このため、特に勘案すべき事情として、諸施策に関する国際的動向を例示した。

※ 附則において同様の検討規定を置いている例

●食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）

附 則

（検討）

第八条 政府は、食品の安全性の確保を図るために諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

22. 内閣府設置法の一部改正について（附則第3条関係（内閣府設置法第4条第1項、第3項、第9条の2、第16条の2第2項※、第40条の4第1項、附則第2条の2第1項、同条第3項の改正））

※ 同条は、次期常会提出を目指す「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」により新たに内閣府設置法に追加される条文

（内閣府設置法第四条第一項及び第三項関係）

- 本法律案の施行に伴い、内閣府設置法の所掌事務に以下の①②のものを加える。

①内閣府設置法第四条第一項の事務（内閣補助事務）

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第 号）第二条に規定するものをいう。第三項第七号の九において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

<内閣府の科学技術政策に関する事務との関係>

- 内閣府設置法第四条第一項の科学技術政策に関する内閣補助事務のうち、個別技術の振興を図るための基本的な政策に関する事項は、同項第十五号で読むことと解されていて、上記の①の事務は、同号と重なる部分があるが、以下の点を考慮して別の号を立てて規定する。
 - ・人工知能関連技術の活用の推進に関する部分は、同項第十五号の事務に含まれず、はみ出す部分が大きいこと。
 - ・健康・医療に関する先端的研究開発の推進のための基本的政策についても一部同項第十五号とは別に同項第十六号の二等に規定されていること。

※ なお、同項第十五号の事務と同項第十六号の二の事務は、除く、除かれるの関係を規定上示していない。この理由は不明であるが、あえて規定しなくとも規定上明らかであると考えられる。これにならない、上記の①の事務も同項第十五号の事務との除く、除かれるの関係を規定しないこととする。また、上記の①の事務の規定ぶりと類似している同項第十三号の事務は、科学技術全般の基本的な政策に関する事項であり、個別分野の基本的政策とは異なる事務であるため、同項第十三号との整理は不要である。

（参考）内閣府設置法コメント（平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局内閣班）抜粋

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

- 1 本号は、総合科学技術会議の任務として、基本法別表第一に規定された「その他政府全体として取り組むべき科学技術政策に関する重要な事項」に対応する内容を、内閣府の所掌事務として規定したものである。

具体的には第四条第一項第四号に規定された基本的な政策の部分を構成することとなる国家的に重要なプロジェクトその他の研究開発について、その在り方、方向性、進め方等が本号の対象となる。

※ この号の対象となるものの具体的な例示として、先端医療技術、高度交通システムに関する技術開発等が挙げられている。

<デジタル庁の事務との関係>

- デジタル社会の形成のための施策に関する内閣補助事務は、デジタル庁が行うこととなっているが、人工知能関連技術はデジタル社会の形成の中では情報活用の一つの技術として位置付けられているにすぎず、デジタル社会の形成のための施策全体の中で人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進はごく一部でしかない。このため、あえて除く、除かれるの関係を明示するほどのものではないため、デジタル庁設置法の内閣補助事務からは、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する部分を除くこととはしていない。

<号を追加する位置>

- 内閣府設置法第四条第一項における号の規定順序に関しては、同項に新たな事務を追加する場合において、関連する事務（号）が存在するときはその直後に、関連する事務（号）が存在しないときは各号の最後に、新たな事務を追加することとされている。
- 同項では、科学技術政策全般の事務（第十三号から第十六号）に続いて、科学技術における個別分野の振興や実用化等も観念されている健康・医療関係の事務（第十六号の二、第十六号の三）及び宇宙関係の事務（第十七号）が並んでいる。
※ 健康・医療関係の同項第十六号の二の事務は、先に規定されていた宇宙関係の同項第十七号の事務との間に割って入る形で、規定されている。これは、同項第十六号の「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備」と、同項第十六号の二の「新産業創出」の定義である「(中略) 医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに(中略) 新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備」との関連性が深いものとして、同項第十六号の直後に規定された。
- 今回追加する事務①は、科学技術政策における個別分野に関する事務であると同時に、イノベーションの創出や実用化の概念も含まれているため、上述の規定順にならい、第十七号の二として追加する。

②内閣府設置法第四条第三項の事務（分担管理事務）

七の九 人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関すること。

- 当該事務は、基本計画等を踏まえデジタル庁及び他省において実施される人工知能関連技術に関する施策に関して、政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図り、それらの施策を推進する役割を担うものであり、自らが施策を実施するものではない。
- このため、他者が行うこと後押しするための事務を表す表現として「施策の推進」と規定する。
●内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
(所掌事務)
第四条 (略)
2 (略)
3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつ

かさどる。

一～七の八 (略)

七の九 防災に関する施策の推進に関する事務。

八～六十三 (略)

<内閣府の科学技術政策に関する事務との関係>

- 内閣府の科学技術政策に関する事務では、個別技術・分野である人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関する事務について読める規定がないため、上記②として新たに号を立てて規定する。

※ 類似のものとして、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出・・・の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事項」(第四条第三項第七号の三)があるが、これは、イノベーションの創出の促進を図るために環境の総合的な整備という全般的・総合的な環境整備を指すものであり、個別分野の研究開発及び活用を含むものではない。

<他省庁との事務の関係>

- 各省庁では、科学技術の振興、デジタル社会の形成、産業の育成などのそれぞれの所掌の観点から人工知能関連技術の研究開発及び活用の振興を行っているが、新たに規定する事務は、他者が行っている施策の実施を後押しするための事務であるため、他省庁の施策と重なるところはない。

<号を追加する位置>

- ①の内閣補助事務は、宇宙関係の事務の（第四条第一項第十七号）の直後に規定することとしており、分担管理事務における宇宙関係の事務は、同条第三項第七号の五から第七号の八まで規定されている。
- したがって、分担管理事務においても宇宙関係の事務の直後に規定することとし、同条第三項第七号の九として規定する。

(①及び②の事務を所掌する組織)

- 人工知能関連技術に関する事務は、現時点では研究開発の推進の要素が大きく、科学技術・イノベーション政策との親和性が強いため、科学技術・イノベーション推進事務局の事務とする。
- このため、科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の範囲に、新たに追加する上記①（第四条第一項第十七号の二）、②（同条第三項第七号の九）の事務を含めるため、同事務局の所掌する事務を列挙している内閣府設置法第四十条の四を改正する。

(第四条第三項第七号の九の追加に伴う所要の改正)

- 第四条第三項第七号の九を新たに規定することに伴い、これまで第七号の九としていた防災関係の事務が第七号の十に繰り下がる。

○ したがって、第七号の九を引用している以下の箇所について、所要の改正を行う。

第四条第三項第十五号、第九条の二、第十六条の二第二項※、附則第二条の二第一項、
同条第三項

※ 同条は、次期常会提出を目指す「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」により新たに内閣府設置法に追加される条文。

23. 調整規定について（附則第4条関係）

- 次期常会での提出を目指す「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」第六条において、内閣府設置法に新たに第十六条の二を追加し、同条の中に同法第四条「第三項第七号の九」を引用する箇所が存在する。
 - また、同法律案は予算関連法案かつ公布後三月以内の施行期日としているところ、非予算関連法案かつ附則第三条の改正規定については公布後三月以内の改正をするとしている本法律案よりも早く施行されることが見込まれるため、同法律案の改正を前提として、本法律案の附則第三条における内閣府設置法の改正を規定しているところ。
 - したがって、本法律案の施行日が、災害対策基本法等の一部を改正する法律案の施行日よりも前になる場合に備えて、調整規定を置くこととする。
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）
- 附 則
- （船員職業安定法の一部改正）
- 第八条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。
第九十一条の二中「第二十条の二」の下に「、第二十一条第二項」を加える。
(調整規定)
- 第十条 この法律の施行の日が海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行の日前である場合には、同法第八条のうち船員職業安定法第九十一条の次に二条を加える改正規定中「第二十条の二」とあるのは、「第二十条の二、第二十一条第二項」とし、附則第八条の規定は、適用しない。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策（第十一条—第十七条）

第三章 人工知能基本計画（第十八条）

第四章 人工知能戦略本部（第十九条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人工知能関連技術が我が国の経済社会の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための施策に關し、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）及び

デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活向上及び国際競争力の強化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

（基本理念）

第三条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、科学技術・イノベーション基本法第三条に定める科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針及びデジタル社会形成基本法第二章に定める基本理念のほか、この条に定める基本理念に基づいて行うものとする。

2 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術が、その適正かつ効果的な活用によって行政事務及び民間の事業活動の著しい効率化及び高度化並びに新産業の創出をもたらすものとして

経済社会の発展の基盤となる技術であるとともに、安全保障の観点からも重要な技術であることに鑑み、我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させることを旨として、行うものとする。

3 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階の関係者による取組が相互に密接な関連を有することに鑑み、これらの取組を総合的かつ計画的に推進することを旨として、行うものとする。

4 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長させるおそれがあることに鑑み、その適正な実施を図るため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならない。

5 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、我が国及び国際社会の平和と発展に寄与するものとなるよう、国際的協調の下に推進することを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(研究開発機関の責務等)

第六条 大学、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条

第九項に規定する研究開発法人その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関（以下「研究開発機関」という。）は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに専門的かつ

幅広い知識を有する人材の育成に積極的に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び前条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で大学に係るものを作策定し、及び実施するに当たっては、大学における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

3 研究開発機関は、人工知能関連技術の研究開発を効果的に進めるに当たっては、人文科学及び自然科学に関する多様な分野の知見を総合的に活用することが必要であることに鑑み、学際的又は総合的な研究開発に努めるものとする。

(活用事業者の責務)

第七条 人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者（以下「活用事業者」という。）は、基本理念にのっとり、自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する

施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に対する理解と关心を深めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者が相互に連携を図りながら協力することにより人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進等)

第十一條 国は、人工知能関連技術の基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進、研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

(施設及び設備等の整備及び共用の促進)

第十二条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たつて必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保管等に係る施設及び設備並びにデータセット（特定の目的をもつて収集した情報の集合物をいう。）その他の知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この条において同じ。）を研究開発機関及び活用事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(適正性の確保)

第十三条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十四条 国は、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階において必要となる専門的かつ幅広い知識を有する多様な分野の人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民が広く人工知能関連技術の研究開発及び活用に対する理解と関心を深めるよう、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又

は不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴つて国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際協力)

第十七条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を推進するとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとする。

第三章 人工知能基本計画

第十八条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画（以下「人工知能基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 人工知能基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のために政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に關し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に關する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、人工知能戦略本部の作成した人工知能基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、人工知能基本計画を公表するものとする。

5 前二項の規定は、人工知能基本計画の変更について準用する。

第四章 人工知能戦略本部

(設置)

第十九条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に關する施策を総合的かつ計画的に推進するため、

内閣に、人工知能戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人工知能基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十一条 本部は、人工知能戦略本部長、人工知能戦略副本部長及び人工知能戦略本部員をもつて組織する。

(人工知能戦略本部長)

第二十二条 本部の長は、人工知能戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(人工知能戦略副本部長)

第二十三条 本部に、人工知能戦略副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置

き、内閣官房長官及び人工知能戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

（人工知能戦略本部員）

第二十四条 本部に、人工知能戦略本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

（資料の提出その他の協力）

第二十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一

号) 第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。) の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十六条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第二十七条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十一年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣總理大臣とする。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び第四章並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第 号）第二条に規定するものをいう。第三項第七号の九において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項中第七号の九を第七号の十とし、第七号の八の次に次の一号を加える。

七の九 人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関すること。

第四条第三項第十五号中「第七号の九」を「第七号の十」に改める。

第九条の二及び第十六条の二第二項中「第三項第七号の九」を「第三項第七号の十」に改める。

第四十条の四第一項中「第十六号まで」の下に「及び第十七号の一」を、「第七号の三まで」の下に「、第七号の九」を加える。

附則第二条の二第一項及び第三項中「第三項第七号の九」を「第三項第七号の十」に改める。

(調整規定)

第四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）の施行の日前である場合には、同法第六条のうち内閣府設置法第十六条の次に一条を加える改正規定中「第三項第七号の九」とあるのは、「第三項第七号の十」とし、前条のうち第十六条の二第二項の改正規定は、適用しない。

理 由

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための施策に関し、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

新旧対照表

※赤字は概要審査からの変更点

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十二 （略）

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二～十七 （略）

現 行

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十二 （略）

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二～十七 （略）

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第号）第二条に規定するものをいう。第三項第七号の九において同じ。）の研究開発及び活用の

総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策

に関する事項

十八の三十六（略）

（略）

3 2 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項

の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六の二（略）

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・

イノベーション基本法第十二条第一項に規定するも
のをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積
りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等
の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四
十�号）第三条第一項に規定する特定国立研究開發
法人による研究開発等を促進するための基本的な方
針の策定及び推進に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーショ
ンの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に
関する施策の推進に関すること。

（新設）

十八の三十六（略）

（略）

3 2 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項

の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六の二（略）

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・

イノベーション基本法第十二条第一項に規定するも
のをいう。）の策定及び推進に関すること。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積
りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等
の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四
十�号）第三条第一項に規定する特定国立研究開發
法人による研究開発等を促進するための基本的な方
針の策定及び推進に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーショ
ンの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に
関する施策の推進に関すること。

七の四～七の八 (略)

七の九 人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関すること。

七の十

八～十四の五 (略)

十五 第七号の十から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六～六十三 (略)

七の四～七の八 (略)
(新設)

七の九

八～十四の五 (略)

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六～六十三 (略)

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(防災監)

第十六条の二 (略)

2 防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条

(防災監)

第十六条の二 (略)

2 防災監は、第九条の二の特命担当大臣を助け、命を受けて第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条

第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。) を統理する。

(科学技術・イノベーション推進事務局)

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで及び第十七号の二並びに第三項第七号から第七号の三まで、第七号の九及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2 4 (略)

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三項及び附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

(略)

3 2 第九条の二の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の十及び第十五号に掲げ

第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち原子力防災に関するものを除く。) を統理する。

(科学技術・イノベーション推進事務局)

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2 4 (略)

附 則

第二条の二 第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第十号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第三項及び附則第三条の二第二項において同じ。）からの復興に関するもの並びに第四条第三項第十四号の五に掲げる事務については、内閣府の所掌事務としない。

(略)

3 2 第九条の二の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げ

る事務のうち東日本大震災からの復興に関するものを
掌理しない。

る事務のうち東日本大震災からの復興に関するものを
掌理しない。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

二段表 ※赤字は概要審査からの変更点

条文案イメージ

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十
八号）

目次

- 第一章 総則（第一条～第十条）
第二章 基本的施策（第十一条～第十七条）
第三章 人工知能基本計画（第十八条）

第四章 人工知能戦略本部（第十九条～第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人工知能関連技術が我が国の**経済社会**の発展の基盤となる技術であることに鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための施策に關し、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、**科学技術・イノベーション**基本法（平成七年法律第二百三十号）**及びデジタル**

参照条文

目次

- 第一章 総則（第一条～第九条）
第二章 基本的施策（第十条～第十六条）
第三章 健康・医療戦略（第十七条）
第四章 医療分野の研究開発の推進（第十八条～第十
九条）

第五章 健康・医療戦略推進本部（第二十条～第二十
九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民が健康な生活及び長寿を享受することができる社会（以下「健康長寿社会」という。）を形成するためには、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器又は同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。第十三条第一項にお

社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理

いて同じ。」を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療（以下「世界最高水準の医療」という。）の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備（以下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」という。）を図るとともに、それを通じた我が国経済の成長を図ることが重要となつてることに鑑み、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項について定めるとともに、政府が講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「健康・医療戦略」という。）の作成及び健康・医療戦略推進本部の設置その他の健康・医療戦略の推進に必要な事項について定めることにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

し、**その結果**を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

(基本理念)

第三条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、**科学技術・イノベーション**基本法第三条に定める科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針及び**デジタル社会形成基本法第二章に定める基本理念**のほか、この条に定める基本理念に基づいて行うものとする。

(基本理念)

第二条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。

2 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術が、その**適正かつ効果的な**活用によつて行政事務及び民間の事業活動の**著しい**効率化及び高度化並びに新産業の創出をもたらすものとして**経済社会の発展**の基盤となる技術であるとともに、**安全保障**の観点からも重要な技術であることに鑑み、我が国において人工知能関連技術の研究開発を行う能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させることを旨として、行うものとする。

3 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人

人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階の関係者による取組が相互に密接な関連を有することに鑑み、これらの取組を総合的かつ計画的に推進することを旨として、行うものとする。

4 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、犯罪への利用、個人情報の漏えい、著作権の侵害その他の国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長させるおそれがあることに鑑み、その適正な実施を図るために、人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならぬ。

5 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、我が国及び国際社会の平和と発展に寄与するものとなるよう、国際的協調の下に推進することを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした主旨的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした主旨的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(研究開発機関の責務等)

第六条 大学、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関（以下「研究開発機関」という。）は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成に積極的に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び前条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(研究機関の責務)

第五条 大学、研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下単に「研究機関」という。）は、基本理念にのつとり、医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならない。

【参考】科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第一百三十号）

(大学等に係る施策における配慮)

2 国及び地方公共団体は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で大学に係るものと策

第九条 国及び地方公共団体は、科学技術・イノベーション創出の振興に関する施策で大学等に係るものと

定し、及び実施するに当たっては、大学における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

3 研究開発機関は、人工知能関連技術の研究開発を効果的に進めるに当たっては、人文科学及び自然科学に

関する多様な分野の知見を総合的に活用することが必要であることに鑑み、学際的又は総合的な研究開発に努めるものとする。

2 研究機関は、医療分野の研究開発を行うに当たって

は、先端的、学際的又は総合的な研究に努めなければならない。

(医療機関の責務)

第六条 医療機関は、基本理念にのっとり、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者の責務)

第七条 人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者（以下「活用事業者」という。）は、基本理念にのっとり、自ら積極的な人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとと

第七条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者（次条、第十二条及び第十六条において単に「事業者」という。）は、基本理念にのっとり、自ら研究開発に努めるとともに、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならぬ。

もに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に対する理解と関心を深めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者が相互に連携を図りながら協力することにより人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

ばならない。

【参考】気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）

(国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第八条 国は、国、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の効果的な実施が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進等)

第十一条 国は、人工知能関連技術の基礎研究から実用化のための研究開発に至るまでの一貫した研究開発の推進、研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

(施設及び設備等の整備及び共用の促進)

第十二条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たって必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保管等に係る施設及び設備並びにデータセット（特定の目的をもつて収集した情報の集合物をいう。）その他の知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この条において同じ。）を研究開発機関及び活用事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化を図るため、医療分野の研究開発に関し、基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

(研究開発の環境の整備)

第十一条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるよう、研究機関における医療分野の研究開発及び臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備その他の施策を講ずるものとする。

(適正性の確保)

第十三条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の公正かつ適正な実施の確保)

第十二条 国は、研究機関、医療機関又は事業者が、医療分野の研究開発を行うに当たっては、法令及び研究開発に関する行政指導指針（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ニの行政指導指針をいう。）を遵守し、生命倫理への配慮及び個人情報の適切な管理を行うよう、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等)

第十三条 国は、医療分野の研究開発の成果である新たな医薬品等の実用化が迅速かつ安全に図られるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条、第二十三条の二の五又は第二十三条の二十五の規定による医薬品等の承認のための審査その他の医薬品等の実用化のために必要な手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他の施策を講ずるものとする。

2 国は、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学の振興に必要な体制の整備、人材の確保、養成及び資質の向上その他の施策を講ずるものとする。

(新産業の創出及び海外展開の促進)

第十四条 国は、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の活性化を図るため、医療分野の研究開発の成果の企業化の促進その他の新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十四条 国は、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、人工知能関連技術の基礎研究から国民生活及び経済活動における活用に至るまでの各段階において必要となる専門的かつ幅広い知識を有する多様な分野の人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国は、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民が広く人工知能関連技術の研究開発及び活用に対する理解と関心を深めるよう、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民が広く健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に対する関心と理解を深めるよう、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、不正な目的又は

不適切な方法による人工知能関連技術の研究開発又は活用に伴つて国民の権利利益の侵害が生じた事案の分析及びそれに基づく対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、研究開発機関、活用事業者その他の者に対する指導、助言、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(国際協力)

第十七条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を**推進する**とともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとする。

第三章 人工知能基本計画

第十八条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画（以下「人工知能基本計画」という。）を定めるものとする。

2 人工知能基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

第三章 健康・医療戦略

第十七条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとする。

2 健康・医療戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

【参考】 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）

第二十三条 (略)

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるもの

とする。

一 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のために政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に關し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

- 4 内閣総理大臣は、人工知能戦略本部の作成した人工知能基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 5 前二項の規定は、人工知能基本計画の変更について準用する。

一 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

二 知的財産の創造、保護及び活用に關し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に關し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に關する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するためには必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、健康・医療戦略推進本部の作成した健康・医療戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定がされたときは、遅滞なく、健康・医療戦略を公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、健康・医療戦略の変更について準用する。

第四章 医療分野の研究開発の推進

(医療分野研究開発推進計画)

※ 健康・医療戦略推進法においては、同法と同時に設立された国立研究開発法人日本医療研究開発機構の役割を定めるために、国の施策の方針を示した戦略と別

第十八条 健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の

に医療分野研究開発推進計画を定めることとしているが、本法律案は、これに相当する事情がないため、基本計画のみを規定する。

普及に関する施策（以下「医療分野研究開発等施策」という。）の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発等施策の推進に関する計画（以下この条、次条及び第二十一条第二号において「医療分野研究開発推進計画」という。）を作成するものとする。

2 医療分野研究開発推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 医療分野研究開発等施策についての基本的な方針
二 集中的かつ計画的に講ずべき医療分野研究開発等施策

3 前二号に掲げるもののほか、医療分野研究開発等施策を集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 前項第二号の医療分野研究開発等施策については、当該医療分野研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 健康・医療戦略推進本部は、第一項の規定により医療分野研究開発推進計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

6 健康・医療戦略推進本部は、医療分野の研究開発を取り巻く状況の変化を勘案し、及び医療分野研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、医療分野研究開発推進計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第四項の規定は、医療分野研究開発推進計画の変更について準用する。

(国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)

第十九条 医療分野研究開発推進計画は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。

第四章 人工知能戦略本部

(設置)

第十九条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

第五章 健康・医療戦略推進本部

(設置)

第二十条 (略)
【参考】 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）

(設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

【参考】知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 推進計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十一条 本部は、人工知能戦略本部長、人工知能戦略副本部長及び人工知能戦略本部員をもつて組織する。

(人工知能戦略本部長)

第二十二条 本部は、健康・医療戦略推進本部長、健康・医療戦略推進副本部長及び健康・医療戦略推進本部員をもつて組織する。

(組織)

第二十三条 本部は、健康・医療戦略推進本部長（次項、次条第二項及び第二十五条第二項において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

(健康・医療戦略推進本部長)

第二十四条 本部の長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(人工知能戦略副本部長)

第二十三条 本部に、人工知能戦略副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び人工知能戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(人工知能戦略本部員)

第二十四条 本部に、人工知能戦略本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ

(健康・医療戦略推進副本部長)

第二十四条 本部に、健康・医療戦略推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、健康・医療戦略に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(健康・医療戦略推進本部員)

第二十五条 本部に、健康・医療戦略推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律によ

より特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第二十六条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

（主任の大臣）

第二十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関する必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関する必要な事項は、政令で定める。

り特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に對して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第二十七条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

（主任の大臣）

第二十八条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関する必要な事項は、政令で定める。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進

に関する法律案（仮称） 用例集

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

目 次

【第一章（総則） 関係】	2
「〇〇法及び〇〇法その他の関係法律による施策と相まって」の用例【第一条関係】	2
「もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」の用例【第一条関係】	2
「認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現」の用例【第二条関係】	2
「基礎研究」の用例【第三条第三項関係】	3
「基礎的な研究開発」の用例【第三条第三項関係参考】	3
「〇〇から〇〇に至るまでの〇〇」の用例【第三条第三項関係】	3
「〇〇活動において活用」の用例【第三条第三項関係】	4
「国際社会の平和と発展に寄与する」の用例【第三条第五項関係】	4
「国際的協調の下に推進する」の用例【第三条第五項関係】	4
「〇〇に関する施策で大学に係るものを探定し、及び実施するに当たっては、大学における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない」の用例【第六条第二項関係】	4
「学際的又は総合的な研究開発に努めるものとする（努めなければならない）」の用例【第六条第三項関係】	5
研究開発機関等における「研究開発に努めるものとする」の用例【第六条第三項関係】	5
【第二章（基本的施策） 関係】	5
「情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備」の用例【第十二条関係】	5
「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」の用例【第十二条関係】	5
「情報の集合物」の用例【第十二条関係】	6
【第三章（人工知能基本計画） 関係】	6
「前項の閣議の決定」の用例【第十八条関係】	6
【附則関係】	6
本部設置を規定する理念法における施行期日の規定例【附則第一条関係】	6
「政府は、〇〇を図るために諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」の用例【附則第二条関係】	7
「〇〇な推進を図るために基本的な政策に関する事項」の用例【附則第三条関係】	7
「〇〇に関する施策の推進に関すること」の用例【附則第三条関係】	7

調整規定の対象としている条文の施行期日に合わせて調整規定の施行期日を規定した例及び
「附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が○○の施行の日前である場合には、」の用
例【附則第四条関係】 7

【第一章（総則）関係】 「〇〇法及び〇〇法その他の関係法律による施策と相まって」の用例【第一条関係】

- 官民データ活用推進基本法 ※議法

（平成二十八年法律第百三号）

（基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第二十五号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第一百四号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

2～8 （略）

「もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」の用例【第一条関係】

- 情報処理の促進に関する法律

（昭和四十五年法律第九十号）

（自動車の装置）

（昭和二十六年法律第百八十五号）

（自動車の装置）

（昭和四十五年法律第九十号）

第一条 この法律は、電子計算機の高度利用及びプログラムの開発を促進し、プログラムの流通を円滑にし、情報処理システムの良好な状態を維持することでその高度利用を促進し、並びに情報処理サービス業等の育成のための措置を講ずること等によって、情報処理システムが戦略的に利用され、及び多様なデータが活用される高度な情報化社会の

実現を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

「認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現」の用例【第二条関係】

- 官民データ活用推進基本法 ※議法

（平成二十八年法律第百三号）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。

3・4 （略）

○道路運送車両法

（昭和二十六年法律第百八十五号）

（自動車の装置）

（昭和四十五年法律第九十号）

2 前項第二十号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項及び第九十九条の三第一項第一号を除き、以下同じ。）に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するためのセンサー並びに当該センサーから送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、

当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び操作に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいう。

三 産学官連携による基礎的な研究開発からその成果の実用化までの一貫した取組

四・五 (略)

2 (略)

「基礎研究」の用例【第三条第三項関係】

○科学技術・イノベーション基本法 ※議法

(平成七年法律第二百三十号)

(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この法律において「研究開発」とは、基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。

4～6 (略)

「基礎的な研究開発」の用例【第三条第三項関係参考】

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 ※議法

(平成二十年法律第六十三号)

(基本理念)

第三条 科学技術・イノベーション創出の活性化は、これに関する国際的な水準を踏まえるとともに地域経済の活性化を図る観点を踏まえつつ、次に掲げる事項を推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図るとともに、国民経済の健全な発展及び安全で豊かな国民生活の実現に寄与するよう行われなければならない。

一・二 (略)

「〇〇から〇〇に至るまで〇〇〇〇」の用例【第三条第三項関係】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年法律第二百二十七号)

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあつては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの）一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあつては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講すべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならぬ。

一・二 (略)

「OO活動において活用」の用例【第二条第三項関係】

○産業競争力強化法

(平成二十五年法律第九十八号)

(定義)

第一条 (略)

2～8

9 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等(国立大学法人法(平成十五年法律第百二十一号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。)における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であつて、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

10～37 (略)

「国際社会の平和と発展に寄与する」の用例【第三条第五項関係】

○教育基本法

(平成十八年法律第百二十号)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～四 (略)

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するなども、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

○産業技術力強化法

「国際的協調の下に推進する」の用例【第三条第五項関係】

○共生社会の実現を推進するための認知症基本法 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ※議法

(令和五年法律第六十五号)

(国際協力)

第二十五条 国は、認知症施策を国際的協調の下に推進するため、外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策を講ずるものとする。

「OOに関する施策で大学に係るものを策定し、及び実施するに当たっては、大学における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない」の用例【第六条第二項関係】

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 ※議法

(研究開発法人及び大学等の責務等)

(平成二十年法律第六十三号)

(研究開発法人及び大学等の責務等)

第一条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する施策で大学等に係るものを策定し、及び実施するに当たっては、大学等における研究活動の活性化を図るよう努めるとともに、研究者等の自主性の尊重その他の大学等における研究の特性に配慮しなければならない。

(大学の責務等)

第六条 (略)

2 国及び地方公共団体は、産業技術力の強化に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

(研究開発施設等の整備)

第二十四条の四 国は、研究開発能力の強化を図るため、国、研究開発法人及び大学等の研究開発に係る施設及び設備(第三十五条において「研究開発施設等」という。)、情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びに研究材料、計量の標準、科学技術に関する情報

その他の研究開発の推進のための知的基盤をなすもの(同条において「知的基盤」という。)を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

「学際的又は総合的な研究開発に努めるものとする(努めなければならぬい)」の用例【第六条第三項関係】

○健康・医療戦略推進法

(研究機関の責務)

(平成二十六年法律第四十八号)

第五条 (略)

2 研究機関は、医療分野の研究開発を行うに当たっては、先端的、学際的又は総合的な研究に努めなければならない。

研究開発機関等における「研究開発に努めるものとする」の用例【第六条第三項関係】

○産業技術力強化法

(平成十二年法律第四十四号)

(大学の責務等)

第六条 大学は、その活動が産業技術力の強化に資するものであることいかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 (略)

「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」の用例【第十二条関係】

○民法

(明治二十九年法律第八十九号)

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第一百五十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作ら

れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを
いう。(以下同じ)によつてされたときは、その合意は、書面によつて
されたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 (略)

【情報の集合物】の用例【第十二条関係】

○統計法

(平成十九年法律第五十二号)

(定義)

第二条 (略)

2~7 (略)

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したものと定める。

9~12 (略)

【第三章(人工知能基本計画)関係】 【前項の閣議の決定】の用例【第十八条関係】

○食料供給困難事態対策法

(令和六年法律第六十一号)

第一章 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針

第三条 (略)

2~3 (略)

4 農林水産大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

6 (略)

【附則関係】

本部設置を規定する理念法における施行期日の規定例【附則第一条関係】

○健康・医療戦略推進法

(平成二十六年法律第四十八号)

第五章 健康・医療戦略推進本部

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、

政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章から第五章までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○知的財産基本法

(平成十四年法律第二百二十一号)

(政令への委任)

第三十二条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、

政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

「政府は、〇〇を図るための諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。」の用例【附則第二条関係】

○食品安全基本法

附 則

(検討)

第八条 政府は、食品の安全性の確保を図るために諸施策に関する国際的動向その他の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

「〇〇な推進を図るための基本的な政策に関する事項」の用例【附則第三条関係】

○内閣府設置法

(平成十五年法律第四十八号)

(平成十五年法律第四十八号)

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の八 (略)

七の九 防災に関する施策の推進に関する事項

八～六十三 (略)

調整規定の対象としている条文の施行期日に合わせて調整規定の施行期

日を規定した例及び「附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日が〇

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策

の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第一号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～七 (略)

八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九～三十六 (略)

2・3 (略)

「〇〇に関する施策の推進に関する事項」の用例【附則第三条関係】

○内閣府設置法

(平成十一年法律第八十九号)

(平成十一年法律第八十九号)

〇特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

(平成十九年法律第六十六号)

附 則

（所掌事務）

第四条 (略)

〇の施行の日前である場合には、」の用例【附則第四条関係】

〇特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三章、第三十九条、第四十一条及び第四十三条並びに附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三条第五項の規定の適用については、同項中「社債、株式等の振替に関する法律」とあるのは、「社債等の振替に関する法律」と、「第二百七十八条第一項」とあるのは、「第二百二十九条第一項」と、「振替債」とあるのは「振替社債等」とする。

○独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律

（平成二十五年法律第八十二号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第十二条、第二十条及び第二十二条の規定は、公布の日から施行する。

（調整規定）

第二十二条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日が持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成二

十五年法律第二百二十二条）の施行の日前である場合には、附則第二十条のうち被用者年金制度の一元化等を図るために厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二百五十九条の四の次に一条を加える改正規定中「附則第二百五十九条の四」とあるのは「附則第二百五十九条の三」と、「第二百五十九条の五」とあるのは「第二百五十九条の四」とする。

2
(略)

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（仮称）
概要審査の条文イメージからの修正点について
内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

令和7年1月8日

※ ○は概要審査の際にご指摘いただいた事項に対する修正、●はご指摘いただいた事項以外の修正である。なお、修正箇所は二段表及び新旧対照表において赤字で記載した。

1. 概要審査の際にご指摘いただいた事項に対する修正

(第1条 目的)

○ 「我が国の国民生活及び経済活動の発展の基盤」という規定ぶりについて、「国民生活」という語に対しては「発展」ではなく、「向上」という語が用いられることが多いのではないか。用例に照らして確認すべき。

→ ご指摘のとおり、「国民生活」に対しては「向上」という語が用いられる場合が多くなった。ただし、「国民生活の向上及び経済活動の発展の基盤となる技術であることに鑑み」と修正した場合、文末の「国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する」の部分と反復することになる。ご指摘の箇所は、技術の重要性を述べている部分であり、同じように技術の重要性について表現している科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の用例を参照し、「我が国の経済社会の発展の基盤」と修正。

第3条第2項も同趣旨の修正を行った。

※ 「我が国の経済社会の発展の基盤」の用例

・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
(基金)

第二十七条の二 (略)

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二 (略)

2・3 (略)

(第2条 定義)

○ 「入力された情報を当該技術を利用して処理し、情報を出力する」とあるところ、「入力」と「処理」はつながっているが、「処理」と「出力」のつながりが読み取れるようすべき。

→ ご指摘を踏まえ、「入力された情報を当該技術を利用して処理し、その結果を出力する」と修正。

※ 「処理し、処理の結果を～」の用例

・特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）
(行政機関の長に対する苦情の申出等)

第十四条 (略)

2 行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

3 (略)

※「処理し、その結果を～」の用例

- 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）

別表（第三条関係）

備考

一 (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 基礎的な課題について十分に理解した上で、着実に取り組み、正確かつ迅速に処理し、その結果を踏まえた説明を行なうことができる基礎的な能力

ハ (略)

(第3条 基本理念)

[第4項]

○ 人工知能関連技術の研究開発そのものが国民の権利又は利益を侵害するリスクがあるのか。

○ 「適正性の確保」について、「適正である」とはどういう状態か。「適正性」との用語を使用すべきか、検証すること。

→ 人工知能関連技術の研究開発行為そのものが直ちに国民の権利利益を侵害するリスクは想定されない。

ただし、研究開発又は活用が不正な目的又は不適切な方法で行われる例として、

- 不正な目的による研究開発：サイバー攻撃の支援を行うことを目的とし、専門知識のない者でも容易にマルウェアを生成することを可能とさせるためのコンピュータウイルスの作成方法等に関するデータを学習させる（犯罪への利用）

- 不適切な方法による研究開発：海賊版サイトと知りながら、当該サイトを学習対象から除外せず、既存の著作物に類似したコンテンツの出力を防止するための措置を怠る（著作権の侵害）

- 不正な目的による活用：詐欺に用いる目的で他人の合成音声を出力させる（犯罪への利用）

- 不適切な方法による活用：企業の従業員が、入力された情報の共有先を把握しないまま、顧客の個人情報や会社の営業秘密を入力する（個人情報等の漏えい）

等が考えられる。

このように、研究開発又は活用が不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、権利利益が害される事態を助長させるおそれがある。

このため、「不正な目的又は不適切な方法で行われた場合には、・・・国民生活の平穏及び国民の権利利益が害される事態を助長させるおそれがある」と修正。このように表現することで、ここでいう「適正」でない状態とは、不正な目的又は不適切な方法で行われた場合を指すことも明確になる。

なお、「権利又は利益」としていたが、用例として一般的な「権利利益」に修正。

(第8条 国民の責務)

- 国民は規制対象ではないため、「努めなければならない」では、努力義務とはいえ強すぎないか。

→ ご指摘を踏まえ、「努めるものとする」と修正。

2. ご指摘いただいた事項以外の修正

(第1条 目的)

- 「デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）及び科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）」としていたところ、制定順に沿って「科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）」と記載順を入れ替えた。これに伴って第3条第1項も修正を行った。
- 「関連法律と相まって」の用例が存在しないため、「関係法律による施策と相まって」と修正。

(第3条 基本理念)

[第2項]

- 用例の多さに鑑み、「効果的かつ適正な活用」を「適正かつ効果的な活用」と修正。
「飛躍的な」の用例が存在しないため、「飛躍的な効率化」を「著しい効率化」と修正。
「我が国」が一文の中に3回出てきており、冗長な表現となっていたため、「我が国の国民生活及び経済活動の基盤」及び「我が国の安全保障」の部分の「我が国の」を削除した。また、第1条の修正にあわせて、「国民生活及び経済活動の基盤」を「経済社会の発展の基盤」と修正。
「研究開発」は、一般的には動詞ではなく名詞として使われるため、「人工知能関連技術を研究開発する能力」を「人工知能関連技術の研究開発を行う能力」と修正。

[第3項]

- 同じ科学技術・イノベーション推進事務局で検討していた「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」の概要審査（その後、同法案はC法案となった）で、「基礎的な研究」という文言について、「基礎的な研究」とするのか「基礎的な研究開発」とするのか整理すべきとのご指摘をいただいていたことを踏まえ、本法律案でも用語を整理することとした。

この点、本法律案は、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）を受けて個別分野の推進施策を定める法律であるところ、同法では「基礎研究」という文言が用いられており、「基礎研究」は「研究開発」の一部として位置づけられている。また、同法では「基礎的な研究開発」という表現も用いられていない。このため、本法律案では、同法の文言に揃えて「基礎研究」と修正（第11条及び第14条も同様に修正）。

※「基礎研究」の用例

・科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「研究開発」とは、基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術の開発を含む。

4~6 (略)

※ 「基礎的な研究開発」の用例

・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
(基本理念)

第三条 (略)

一・二 (略)

三 産学官連携による基礎的な研究開発からその成果の実用化までの一貫した取組

四・五 (略)

2 (略)

- 概要審査の段階では「経済社会における活用」としていたが、「活用」は「事業活動」における活用としている例が多かった。第1条で「国民生活の向上と国民経済の発展に寄与する」として、経済活動と国民生活をセットで表現しているため、「国民生活及び経済活動における活用」と修正。

※ 「事業活動における活用」の用例

・産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）
(定義)

第二条 (略)

2~8 (略)

9 この法律において「特定研究成果活用支援事業」とは、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。第二十一条において同じ。）における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するものをいう。

10~37 (略)

- 概要審査の段階では「活用に至る各段階」としていたが、用例を踏まえ、「活用に至るまでの各段階」と修正（第11条及び第14条も同様に修正）。

※ 「○○から○○に至るまでの○○」の用例

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

第十九条の六 前条第一項に規定する場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、都道府県知事は、その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（当該産業廃棄物が中間処理産業廃棄物である場合にあっては当該産業廃棄物に係る産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程における事業者及び中間処理業者とし、当該収集、運搬又は処分が第十五条の四の三第一項の認定を受けた者の委託に係る収集、運搬又は処分である場合にあっては当該産業廃棄物に係る事業者及び当該認定を受けた者とし、処分者等を除く。以下「排出事業者等」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該産業廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

[第4項]

- 「研究開発及び活用の過程の…」としていたが、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の過程の…」と明確化。第16条も同趣旨の修正を行った。

- 概要審査の段階では、「透明性及び適正性の確保」と並列させていたが、適正な状態を実現すること、すなわち、不正な目的又は不適切な方法による研究開発又は活用を防止するという目的のための手段の1つが透明性の確保に係る取組であることから、「その適正な実施を図るため、研究開発及び活用の過程の透明性の確保その他の必要な施策が講じられなければならない」と修正。

なお、透明性の確保に係る取組の具体例は説明資料のP10に記載した。

[第5項]

- 概要審査の段階では「平和と健全な発展」としていたが、用例の多さに鑑み、「平和と発展」に、「国際的な協調の下に進める」を「国際的協調の下に推進する」と修正。

(第6条 研究開発機関の責務等) 及び (第7条 活用事業者の責務)

- 概要審査の段階では、人工知能関連技術を活用して情報処理システムの開発を行う者も、開発行為を行っているという趣旨で、研究開発機関に含めていた。しかしながら、このような者は、情報処理システムの開発という事業活動のために人工知能関連技術を活用しているため、概要審査の段階の「活用事業者」の定義（人工知能関連技術を事業活動に活用しようとする事業者）にも当てはまることとなる。

このため、活用事業者の定義を「人工知能関連技術を活用した製品又はサービスの開発又は提供をしようとする者その他の人工知能関連技術を事業活動において活用しようとする者」として、情報処理システムの開発を行う者が第7条の活用事業者の定義に含まれることを明確にし、第6条には含めないこととした。これに伴い全体を通じて用語の再定義を行うこととし、人工知能関連技術の「研究開発」段階には基礎研究及び技術開発が含まれ、「活用」段階にはシステム開発及びシステム利用が含まれると整理した。

また、第6条の見出しを「研究開発機関の責務等」、第7条の見出しを「活用事業者の責務」と修正。

[第6条第1項及び第2項]

- 本条の対象である大学、研究開発法人その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関における国や地方公共団体の実施する施策への協力の責務について、概要審査の段階では「施策に協力しなければならない」としていたところ、大学の自治や研究の自主性等に配慮する観点から、努力義務として規定することとした。

また、研究者の自主性その他の大学における研究の特性については特に配慮が必要となることを法文上で明確化している例が多いことから、科学技術・イノベーション基本法第9条を参考にしつつ配慮規定を追加した。なお、同条では、大学のほかに大学共同利用機関も含めた概念を「大学等」と、研究者以外に技術者も含めた概念を「研究者等」と定義しているが、本法案ではあえてこの項だけ大学共同利用機関及び技術者を射程に入れて規定する必要はないため、単に「大学」、「研究者」とした。

※「国及び地方公共団体は、～大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。」の用例

・産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）

（大学の責務等）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、産業技術力の強化に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他の大学における研究の特性に配慮しなければならない。

さらに、第2項の追加に伴い、第6条の見出しを「研究開発機関の責務等」と修正。

[第6条第3項]

- およそ人工知能関連技術の研究開発を進める場合には総合的な知見が必要となるということであれば、自ら学際的又は総合的な研究開発になるはずであり、本項は意味を失うこととなる。ここは、人工知能関連技術の研究開発を効果的に進めるに当たっては総合的な知見が必要となるという趣旨を述べているものであり、その旨を文言上明確化した。
- 第1項の文末を「協力するよう努めるものとする」と修正したところ、概要審査の段階において、第3項では「研究開発に努めなければならない」との文言が用いられており、平仄が合っていなかったため、第3項の文末を第1項に合わせる形で「研究開発に努めるものとする」と修正。

なお、「ものとする」と「なければならない」の使い分けについては、一般的な用法にない、国が主語であるときは「ものとする」、民間主体が主語である場合には「なければならない」とすることと整理した。ただし、例外として、以下のとおりとする。

①大学等の研究開発機関が主語である場合には、「ものとする」とする。

他法の用例では、必ずしも一貫していないが、科学技術・イノベーション基本法及び科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律では、認可、公表などの具体的な義務を課す場合以外は、基本的に、大学や研究開発法人が主語の場合には「ものとする」と規定している。本法案がこれらの法律の関連法であること、大学が主語に含まれる場合には研究の特性に配慮すべきことから、「ものとする」との表現を用いることとした。

②大学の研究の特性への配慮規定は、国が主語であっても「なければならない」とする。

大学の研究の特性への配慮は、大学の自主性・自律性の尊重を特に国に求めるものであり、他法でもほぼ全ての例で「なければならない」としていることを踏まえ、これにならうこととした。

③国民一般の施策への協力義務については、「ものとする」とする。

国民一般の施策への協力義務については、他法の用例では、「しなければならない」と「ものとする」の例が同程度ある。人工知能関連技術の研究開発及び活用を行っているわけではない国民も含めて一般的に協力義務を課すことを踏まえ、「しなければならない」では義務として強すぎるため、概要審査時における第8条へのご指摘も踏まえ、「ものとする」とする。

責務規定及び基本的施策における整理

条文	主語	内容	文末
第4条第2項	国	人工知能関連技術の積極的な活用	進めるものとする
第6条第1項	研究開発機関	人材の育成、施策に協力	努めるものとする
第6条第2項	国及び地方公共団体	研究の特性に配慮	しなければならない
第6条第3項	研究開発機関	研究開発	努めるものとする
第7条	活用事業者	国及び地方公共団体が実施する施策に協力	しなければならない
第8条	国民	国及び地方公共団体が実施する施策に協力	努めるものとする
第11～17条	国	各施策の実施	ものとする

[第7条]

- 活用事業者は、定義上、人工知能関連技術の活用を行おうとする者であるため、単なる活用ではなく、「積極的な」人工知能関連技術の活用を行うことにより、活用が促進されることがより明確になるとと考え、その旨明記した。

(第9条 連携の強化)

- 「協力することにより人工知能の・・・」の読点を削除し、前後の文節の修飾関係を明確化した。

(第11条 研究開発の推進)

- 第11条では、施策の例示として、「研究開発の推進」以外にも、「研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備」、「研究開発の成果に係る情報の提供」が列挙されているため、見出しの「研究開発の推進」を「研究開発の推進等」と修正。

また、第3条第3項の修正に伴い、「人工知能関連技術に関する基礎的な研究開発」を「人工知能関連技術の基礎研究」と、「研究開発までの」を「研究開発に至るまでの」と修正。

[第2項]

- 他省庁との調整の過程において、他の分野でも基礎研究が重要であるところ、人工知能関連技術のみに関して基礎研究の重要性を規定する必要性がないとの指摘が入り、再考したところ、第2項として記載されていた内容は、第1項の趣旨に含まれていると考え、第2項を削除した。

(第12条 施設及び設備等の整備及び共用の促進)

- 「電磁的記録」は、用例として参照した科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律では定義をせずに用いていたが、多数の法律では定義をして用いられていたことから、一般的な定義を参照して、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」と修正。

※「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」の用例

- ・民法（明治二十九年法律第八十九号）
(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)
第百五十五条（略）
2・3（略）
4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によつてされたものとみなして、前三項の規定を適用する。
5（略）

- 本条は、研究開発機関のみでなく、活用事業者も施設設備等が広く利用できるようにする趣旨である。このため、「研究開発機関その他事業者」を、対象となる主体を明確化する趣旨で、「研究開発機関及び活用事業者」と修正。また、見出しの「研究開発施設等の整備」を、研究開発だけではなく活用においても施設及び設備が必要であること、それらの整備だけではなく共用の促進も重要であることに鑑み、「施設及び設備等の整備及び共用の促進」と修正。

なお、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第35条では、「研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進」と書き分けている。この点、「共用」は「共同して利用すること」、「供用」は「何々の用途に充てる、何々のために用いる」の意味であるが（法令用語辞典第11次改訂版）、本条ではデータセットなどを共同して利用することの促進を意図しており、あえて書き分ける必要はないため、知的基盤も含めて「共用」とした。

※「共用」等の用例

- ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）
(研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進)

第三十五条 国は、研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進を図るため、国、研究開発法人及び国立大学法人等が保有する研究開発施設等及び知的基盤のうち研究開発機関及び研究者等の利用に供するものについて、その利用に必要な情報の提供その他の当該研究開発施設等及び知的基盤を広く研究開発機関及び研究者等の利用に供するために必要な施策を講ずるものとする。

2.（略）

（第13条 適正性の確保）

- 第3条第4項の修正に伴い、見出しを「適正性の確保」と修正し、「透明性及び適正性を確保するため」を「適正な実施を図るため」と修正。

（第14条 人材の確保等）

- 第3条第3項と平仄を合わせるとともに、条文全体を簡略化するべく、修正。

（第15条 教育の振興等）

- 概要審査の段階では「国民及び活用事業者」としていたが、活用事業者は定義上「活用しようとしている者」であるため、国民一般と並ぶ教育の対象としてはふさわしくない。活用する意思を持っていない一般的な事業者は教育の対象となるが、あえて国民と区別

して規定する必要もないため、教育の振興等の対象を「国民及び活用事業者」から単に「国民」と修正。

また、第8条の語順と揃えるべく、「関心と理解」を「理解と関心」と修正。

(第16条 調査研究等)

- 概要審査の段階の「人工知能関連技術の活用に関する国民の権利又は利益の侵害」という表現では内容が不明確であるため、第3条第4項の修正とあわせて、「不正な目的又は不適切な方法による研究開発又は活用に伴って国民の権利又は利益の侵害が生じた事案」とした。また、「対策の検討」は、当該事案の分析をもとに行うことが想定されるため、「それに基づく対策の検討」とした。

指導、助言等の対象を「事業者及び国民」としていたが、第15条等の修正の結果、国民と並ぶ「事業者」という概念は本法案では用いなくなった。また、主に指導や助言を研究開発機関や活用事業者に実施し、情報の提供を研究開発機関や活用事業者を含む、国民一般に行う想定である。このため、指導、助言等の対象を「研究開発機関、活用事業者その他の者」と修正。

(第17条 国際協力)

- 概要審査の段階では「国際協力を進める」としていたところ、用例を参照し、「国際協力を推進する」と修正。

※「国際協力を推進する」の用例

- ・宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）
(国際協力の推進等)

第十九条 国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(第18条 人工知能基本計画)

[第4項]

- 「前項の規定による閣議の決定」としていたが、前項は閣議決定の根拠ではなく、また、「決定」は名詞として用いられているため、「前項の閣議の決定」と修正。

※用例（閣法）を確認したところ、「前項の閣議の決定」と「前項の規定による閣議の決定」の両例がみられるが、直近の閣法（食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号））の用例では、「前項の閣議の決定」とされている。

※「前項の閣議の決定」の用例

- ・食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）
第二章 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方針
第三条 (略)
2・3 (略)
4 農林水産大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
5 農林水産大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
6 (略)

(第22条 人工知能戦略本部長)

- 本法案全体で、引用箇所が3つ以上の場合は「以下」によって受けることとした。この結果、「(次項、次条第二項及び第二十四条第二項において「本部長」という。)」を「(以下「本部長」といふ。)」と修正。

(附則第3条 内閣府設置法の一部改正)

- 内閣府設置法第4条第3項で新たに追加する号の規定ぶりについて、「推進に関する事務に関すること。」を「推進に関すること。」と端的に修正。

また、同号を、孫番を使わないようにするため、第7号の8の2ではなく、第7号の9とした。これに伴い、改正前の第7号の9を引用している第4条第1項第15号、第9条の2、第16条の2第2項※、附則第2条の2第1項、同条第3項に所要の改正をすることとした。

施行期日は、準備のために一定の時間を要することが見込まれることから、第3章、第4章と同様に公布から3月以内に政令で定める日とした。

※同条は、次期常会提出を目指す「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」により新たに内閣府設置法に追加される条文

(附則第4条 調整規定)

- 次期常会提出を目指す「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」において、内閣府設置法第4条第3項第7号の9（本法律案で改正予定）を引用する新たな条文を内閣府設置法に追加することとしているため、当該法律案が本法律案よりも後の施行日となった場合に備えて、調整規定を置くこととした（説明資料P38参照）。

また、施行期日は、附則第3条による改正に対応するためのものであることから、附則第3条と同様に公布から3月以内に政令で定める日とした。